

# 一般購入条件

## 日本法準拠

### 目次

---

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 定義.....                    | 2  |
| 2. 適用範囲.....                  | 5  |
| 3. 契約書面.....                  | 6  |
| 4. 発注書 - 契約の成立 - リリース.....    | 6  |
| 5. 契約製品または契約サービスの変更.....      | 6  |
| 6. 情報・助言・警告.....              | 7  |
| 7. 認証 - ライセンス - 許可および許諾.....  | 7  |
| 8. 品質保証、検査.....               | 7  |
| 9. 法令、規則およびその他のサプライヤーの義務..... | 7  |
| 10. サプライヤーの従業員等.....          | 13 |
| 11. 監査.....                   | 13 |
| 12. 生産の柔軟性.....               | 13 |
| 13. 納入.....                   | 14 |
| 14. 契約製品または契約サービスの受け入れ.....   | 14 |
| 15. 納入遅延に対する損害金等.....         | 15 |
| 16. 価格、請求書発行、支払条件.....        | 16 |
| 17. 保証.....                   | 16 |
| 18. サプライヤーの責任および当社の関与.....    | 18 |
| 19. 保険.....                   | 19 |
| 20. 所有権および危険負担.....           | 19 |
| 21. 工業所有権および知的財産権.....        | 19 |
| 22. 秘密保持.....                 | 20 |
| 23. 個人情報の保護.....              | 21 |
| 24. サンプル、試作品、金型、貸与部材.....     | 23 |
| 25. 解約.....                   | 24 |
| 26. 本契約の満了または解除の結果.....       | 25 |
| 27. 補給部品.....                 | 26 |
| 28. 不可抗力、免責される遅延.....         | 28 |
| 29. ウェブサイト.....               | 28 |
| 30. 準拠法-法的管轄.....             | 28 |
| 31. 一般条項.....                 | 29 |

## 1. 定義

本契約において使用される用語の意味は次のとおりとする。

|             |   |
|-------------|---|
| 関連会社        | (i) Forvia の場合、Forvia European Company または Forvia European Company の承継人により支配されるあらゆる法人をいい、(ii) サプライヤーの場合、サプライヤーにより支配され、または共通の支配下にあるあらゆる法人をいう。その際「支配される」とは、当該法人における株式または議決権の 35% 超を直接的にまたは間接的に保有することを意味する。                      |
| AI アウトプット   | テキスト、画像、動画、コード、コンテンツ、予測、推奨、決定など、AI によって生成された結果をいう。  |
| AI 規則       | 2024 年 6 月 13 日付欧州議会および理事会で定められた人工知能 (AI) に関する統一規則 (EU) 2024/1689 (「EU AI ACT」) および人工知能 (AI) に関して適用されるあらゆる法律が含まれる。  |
| 人工知能 (「AI」) | EU の AI 規則に従った人工知能システム、システムコンポーネント、基本モデルおよび/または生成人工知能システムをいう。   |
| 監査          | サプライヤーの契約義務、生産手段および施設 (生産工程、設計工程および品質基準を含むが、これらに限らない) の監査をいう。   |
| 監査人         | 監査を実施するために当社がその裁量により指名する個人または団体をいう。   |
| 既存知財        | 本契約の締結時に既に存在している各契約当事者の工業所有権および知的財産の全てをいい、本件成果物は含まれない。  |
| 確定注文        | 契約製品および契約サービスに関する全ての必要な条件が記載された発注書をいい、納品日および正確な納品数量が含まれる。   |
| 当社          | 発注書を発行する関連会社をいう。  |
| 構成部品        | 当社が最終的に提供する契約製品のサブアセンブリ、個々の構成部品、原材料をいう。   |
| 本契約         | 第 3 条第 1 項に記載される全ての契約書面全体をいう。   |
| 契約両当事者      | 当社およびサプライヤーの総称をいい、契約当事者とはそれらのいずれかを意味する。   |
| 契約製品        | 形式 (有形、無形) または媒体 (紙、サンプル、電子設備を含むが、これらに限らない) を問わず、契約製品の基礎となる図面、モデル、雛形、サンプルまたは同様の物品もしくはデータに加え、本契約の対象となる全ての商品、製品、設備、金型、構成部品、組立品もしくは半組立品または材料をいう。   |
| 契約サービス      | 本契約の対象となる全てのサービスをいう。  |
| コピーレフト      | 後続の下流ライセンスに対する拘束力を有し (波及効果/バイラル効果を含む)、関連ソフトウェアのソースコードをライセンシーが開示する義務を負うオープンソース・ライセンスをいう。   |
| 顧客          | 当社が直接的または間接的に顧客向け製品を納入する自動車メーカー (消費者向け、商業者向け、オフロードその他を問わない)、モビリティ・プロバイダー、自動車関連事業以外の会社 (電子製品および消費者製品の技術提供者を含むがこれらに限定されない) またはその他の個人、法人、団体もしくは請負業者をいう。当社が自動車メーカーより指名されなかった場合、顧客とは、製品の納品のために当社を指名した会社、または場合によっては当社にそれを委託した会社をいう。 |
| 顧客向け製品      | 契約製品および契約サービスを含むがこれらに限らず、当社の製品をいう。  |
| 不履行         | 関連当事者が契約義務に違反した場合に不履行となる。   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 契約不適合（瑕疵）                | <p>契約の目的に適合しない不具合をいう。(1)契約製品または契約サービスが合意した品質または仕様書に適合しない場合、(2)本契約の利用目的に適さない場合、または(3)品質および利用目的が明示的にも暗示的にも合意されていない限り、通常の使用に適しておらず、品質が同種の品目において一般的ではない場合、契約製品または契約サービスに重大な瑕疵（契約不適合）があることになる。サプライヤーが契約製品または契約サービスと異なる種類の品目またはそれらより価値の低い品目を納品すること等は重大な瑕疵（契約不適合）に該当するが、これに限られない。</p> <p>契約製品または契約サービスに関連し、第三者が、当社に対し本契約に基づき想定される権利または請求以外のあらゆる種類の権利または請求を主張できる場合、契約製品または契約サービスには瑕疵（契約不適合）があることになる。</p>   |
| 設備                       | <p>契約製品または契約サービスを履行するためにサプライヤーが製造または提供するサンプル、モデル、試作品、計測器および金型などを含むが、これらに限らない付属品をいう。</p>  |
| Forvia European Company  | <p>23-27 avenue des Champs-Pierreux, 92000 Nanterre, France に本社を有し、ナンテールの商業登記所において第 542 005 376 号で登録された欧州企業である Forvia S.E.をいう。</p>   |
| FORVIA Group             | <p>Forvia European Company および HELLA の関連会社により構成されるグループをいい、当社も含まれる。</p>   |
| Forvia 被補償当事者            | <p>FORVIA Group、Forvia European Company、顧客、及びこれらの各当事者の代表者、代理人、訪問客、子会社、関連会社、販売店、製品の最終顧客、並びにこれらの各当事者の承継人及び譲受人をいう。</p>  |
| 不可抗力                     | <p>天災地変、革命、内乱、テロ、公権力による命令・処分、火災、洪水、異常気象、爆発、暴動、戦争など、契約当事者の責めに帰することができず、影響を受けた契約当事者の合理的な支配が及ばず、影響を受けた当事者が契約義務を通常通りに履行することを妨げる予見しえない不可抗力な事由をいう。ただし、(i) サプライヤーの人員もしくはサプライヤーの請負業者によるストライキ、(ii) サプライヤーの資金難、(iii) 市況もしくはサプライヤーの措置に基づく原価の変更または材料もしくは部品の入手可能状況の変更、(iv) サプライヤーもしくはサプライヤーの請負業者の労働力不足もしくは労働者の欠勤、または (v) サイバー・セキュリティもしくは情報システム・サービスの中断による遅滞は本契約に基づく不可抗力事由とはならない。</p>  |
| FOSS（フリー・オープンソース・ソフトウェア） | <p>オープンソース・ライセンスの対象であるソフトウェア（アップデートおよびアップグレードを含む）をいう。ソースコードとして、ライセンス料を支払うことなく利用可能で、編集および配布する権利が付与されているソフトウェアのコンポーネント、その一部、または個々のファイルをいう。特に、OSI (<a href="https://opensource.org/licenses">https://opensource.org/licenses</a>) または FSF (<a href="https://www.gnu.org/licenses/license-list">https://www.gnu.org/licenses/license-list</a>) によって FOSS として分類されているもの、SPDX ライセンスリスト (<a href="https://spdx.org/licenses/">https://spdx.org/licenses/</a>) に掲載されているものが該当する。</p> <p>権利者によってパブリックドメインと表示されたソフトウェアコンポーネント、その一部、または個々のファイルは、当該契約の条件に従って FOSS と同様に扱われる。パブリックドメインの指定とは、権利者がソフトウェアのコンポーネント、その一部、または個々のファイルについて、いかなる権利も有さず、これらを公に利用可能とし、または無条件でライセンスすることを表明することをいう。</p> |
| GPC（一般購入条件）              | <p>一般購入条件のことであり、本書および本書に添付され、または参照により組み込まれるすべての文書で構成される。</p>   |
| HELLA                    | <p>Rixbecker Str. 75, 59552, Lippstadt, Germany に本社を有し、パーダーボルンの商業登記所において第 HRB 6857 号で登録された株式会社である HELLA GmbH &amp; Co. KGaA をいう。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| 非互換性ライセンス      | 別のライセンス（オープンソース・ライセンスを含む）の条件と矛盾する条件が1つでも含まれており、本会社が該当するソフトウェアの使用、表示、複製、翻案、変更または配布の際に両方のライセンスの条件を遵守することの妨げとなるライセンス（オープンソース・ライセンスを含む）をいう。  |
| 工業所有権および知的財産権  | 契約当事者または第三者の工業所有権および知的財産権により構成され、財産権およびノウハウも含まれる。  |
| 請求書            | 契約製品または契約サービスに関連する納品を識別および確認するために必要な情報を全て含む書類をいい、それにより受領者は請求金額を財務会計上の負債として計上することができる。  |
| ノウハウ           | 契約当事者のあらゆる種類のノウハウで、特に発明、テストおよび開発レポート、図面、モデル、アイデア、提案および計算結果をいい、これらは財産権ではない。   |
| ノミネーションレター     | 当社が契約製品または契約サービスの供給に関してサプライヤーを指名する書面および付属書類をいう。  |
| 責任             | 責任には、結果損害、懲罰的賠償、特別損害、人格権の回復、人的および財産的損害、逸失利益、生産中断費用、検査、処理、再加工、強制労働、法律家およびその他の専門家費用、証人および専門の鑑定家の費用、弁護費用、ならびに FORVIA Group に関連する内的外的な時間、労働、材料または同様の費用、その他の費用を含め、実際に生じたか生じる恐れがあるか否かに拘わらず、あらゆる種類または性質の請求、控除、損失、損害、要求、費用、経費が含まれるが、これだけに限定されない。当該費用には、サプライヤーによる義務の履行または本契約に基づく法律上の義務の違反に関連し、そこから生じ、引き起こされた Forvia 被補償当事者に対して生じまたは生じる恐れのあるもので、サプライヤーまたはサプライヤーの代表者の行為、不作為、過失、重過失または不正行為に起因する以下のものが生まれるが、これだけには限定されない。(i) 不適切、危険または欠陥のある材料（ただし、サプライヤーが、当社が指示した仕様を厳格かつ完全に順守することが、クレームまたはクレームの疑いの唯一の根拠となる場合を除く）、(ii) 発注書または本契約のいかなる規定の違反、本契約に規定された表明または保証を含むが、これに限られない、(iii) サプライヤーがあらゆる適用法に準拠しないこと、または (iv) 第三者の知的財産権に対する違反または違反の疑い |
| オープンオーダー（予約注文） | オープンオーダー方式を採る場合に、納期または正確な納品数量等の特定の詳細を除いて、契約製品または契約サービスの必要事項を全て記載し、納期および正確な納品数量は個別の発注案件、納品予定書、またはその他の類似する書面の範囲内に記載することを定めた発注書をいう（オープンオーダーが適用される場合）。   |
| 注文確認書          | サプライヤーが署名する発注書の写しまたは別紙の確認書をいう。   |
| オープンソース・ライセンス  | オープンソース・イニシアティブにより策定されたオープンソースの定義（ <a href="http://opensource.org/osd">http://opensource.org/osd</a> で入手可能）に定義する要件、またはフリーソフトウェア財団が定義する要件（ <a href="https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.en.html">https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.en.html</a> で入手可能）に該当するライセンスをいう。ただし、サプライヤーはこれを読み、理解したことを宣言するものとし、また、オープンソース・ライセンスには、特に以下の一般公衆利用許諾（GPL）および劣等一般公衆利用許諾（LGPL）、アパッチ・ライセンス、Mozilla パブリック・ライセンス（MPL）、バークリー・ソフトウェア・ディストリビューション・ライセンス（BSD ライセンス）を含むものとする。   |
| 特定条件（特約）       | 当社またはサプライヤーの所在国特有の法的問題も含めて、特殊な製品、現地市場に対応する要件または納品要件を記載した個別の取引条件をいい、添付書類も含まれる。特定条件は、関連する発注書に従って適用されることを意図しており、当社およびサプライヤーを拘束する。   |
| 個人情報           | 特に氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子または当該個人の物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的または社会的ア   |

|         |   |
|---------|---|
|         | イデンティティに特有な一つまたは複数の要素を参照することにより、直接的または間接的に特定された、または特定され得る個人に関するあらゆる情報および日本の個人情報保護法（以下 APPI という）の第 2 条 1 項に定められている「個人情報」をいう。   |
| 価格      | 発注書に記載された契約製品または契約サービスの対価として当社が支払わなければならない価格をいう。  |
| 知的財産権   | 特許、実用新案、意匠、商標、商号、著作権（日本の著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）、コンピュータソフトウェアおよびデータに関するあらゆる権利、ロゴに関する権利、発明、創作者の人格権、ドメイン名、データベース権、半導体回路配置利用権、上記のいずれかに類似、類縁、関連する性質の全ての無形の権利や特権をいい、世界中のあらゆる国、地域において類似の性質を有する権利または保護の形態として、出願、登録、未登録であるかどうかを問わない。 |
| 貸与部材・設備 | 当社がサプライヤーに無償で提供するあらゆる部材や設備、装置をいう。   |
| 発注書     | 当社が契約製品または契約サービスを発注する手段として利用するあらゆる書面をいい、オープンオーダー方式を採用する場合はオープンオーダーも含まれる。  |
| 品質保証契約  | 当社からサプライヤーに提供され、適宜変更される品質保証に関する契約で、契約製品または契約サービスの最低限の品質に関する要件を定めるもので、GPC に従ってサプライヤーが遵守しなければならないものをいう。当社は、提供される製品に特化した追加の品質に関する要件を指示することができる。この場合、当該追加された品質の要件は、参照文書として品質保証契約に組み込まれるものとする。   |
| リリース    | オープンオーダーの場合の契約製品または契約サービスの個別の発注案件をいう。   |
| 成果物     | 契約製品または契約サービスを提供する範囲内で本契約の締結後に各契約当事者により創出され、発明特許を含む知的財産権により保護されるか否かを問わず、工業所有権および知的財産権全体ならびにあらゆる知的作業および発明をいい、既存知財は含まれない。   |
| 使用权     | 工業所有権および知的財産権に係る品目または権利を利用する権利をいう。特に製造する権利、更に開発を行う、複製、宣伝、提示、適用、再設計、使用およびマーケティングを行う権利が含まれる。本契約に別段の定めがない限り、使用权は、工業所有権および知的財産権の保護期間中、自由に譲渡または再許諾することができ、取消不能であり、世界全域で有効である。  |
| 補給部品    | 当社が最終的にサービスもしくは交換部品、または付属品として顧客に提供する契約製品をいう。  |
| 仕様書     | 当社が指定する契約製品または契約サービスの必要な特性および特徴（全ての図面、仕様、評価、サンプル、その他の記述を含むが、これらに限定されない）をいい、通常は発注書またはノミネーションレターの添付書面に記載される。  |
| 請負業者    | サプライヤーが契約製品または契約サービスの少なくとも一部を委託する第三者をいう。  |
| サプライヤー  | 当社に対する契約製品または契約サービスの提供が求められる契約当事者またはその関連会社をいう。  |

## 2. 適用範囲

GPC およびグローバルでの本契約は、契約両当事者間の契約交渉の結果であり、当社およびその関連会社からサプライヤーまたはその関連会社へ発行する発注書全てに適用される。その結果、本契約の条件以外のいかなる条件も（サプライヤーが提案、または注文確認書に基づき提示または主張する全ての契約条件を含む）、契約両当事者には適用されない。

## 3. 契約書面

### 3.1 契約書：本契約は、優先度の高い順に記載した次の書面で構成される：

①リリース、②当社が発行する発注書、③ノミネーションレター、④特定条件（特約、適用される場合、FOSSの利用規約を含む）、⑤品質保証契約、⑥GPC。  
本契約の規程に矛盾が生じた場合、前述の順序に基づいて書面の優先度が決定されるものとする。

- 3.2 完全合意：**本契約は、契約当事者間の完全な合意を構成し、明示または黙示を問わず、書面または口頭による一切の事前の表明および/または合意に優先するものとする。契約両当事者は、取引を行うにあたり、相互利益の尊重の理念に基づき、かつ、信義誠実の原則に従って行うものとする。
- 3.3 改定：**契約当事者により本契約の改定が要請された場合であっても、契約製品または契約サービスの履行が不当に遅れ、または中断されることがあってはならない。本契約の改定は書面で行わなければならない、契約両当事者が有効に署名しなければならない。

#### 4. 発注書 - 契約の成立 - リリース

- 4.1** 当社が発行する発注書は、当社の決定により、書状、電子メール、ファクス、またはその他電子的手段によって送付することができる。サプライヤーが、発注書の発送から7暦日以内に当社が定める書状、電子メール、ファクス、またはその他電子的手段によって、当社に注文確認書を発送し、かつ当社がこれを受領した場合は、本契約は成立する。
- 4.2** 当社は、サプライヤーが発信した注文確認書が当社に到達する前であれば、理由を明示することなく、書面により直ちに発注を撤回することができる。この場合、サプライヤーは、契約締結またはその補償もしくは損害賠償金を問わず、当社に一切請求することができないものとする。
- 4.3** サプライヤーが第4条第1項の注文確認書を発送せず、また、第4条第2項に基づいて発注が撤回されなかった場合において、(i) サプライヤーが発注書の全部または一部を実行し、かつ、(ii) 当社が各契約製品および/または契約サービスを留保なく受け入れた場合は、契約は有効に成立したとみなされるものとする。
- 4.4** 第4条第1項の条項はリリースにも準用して適用する。各々のリリースは、（オープンオーダーの発送および受諾により成立し）本契約の一部とみなされ、独立したものとみなされない。その結果としてサプライヤーが個別のリリースを履行しない場合は、サプライヤーはこの不履行による債務不履行責任を負う。サプライヤーが繰り返し、または継続的にリリースを履行しない場合、現行のGPCの第25条第2項に基づき、関連する契約の解除となり得る。

#### 5. 契約製品または契約サービスの変更

- 5.1 変更：**当社は、いつでもサプライヤーに契約製品または契約サービスの変更を要求する権利を有する。サプライヤーは、合理的な期間内に、変更の実現可能性ならびに技術的および商業的な影響を見直し、変更の実施に関する書面の提案を当社に送付するものとする。提案には、変更による影響の詳細（特に契約製品または契約サービスの品質、安全性、費用および納期に関する事項）ならびに必要書面を記載するものとする。品質または安全性の問題により変更が要求された場合、サプライヤーは直ちに当該変更の技術的および商業的な実現可能性を見直さなければならない、直ちに提案を送付するものとする。
- 5.2 変更の承認：**当社がサプライヤーの提案を受け入れる場合、契約両当事者は、変更の実施前に本契約の必要な調整を全て書面により実施するものとする。これは特に、仕様書、図面、価格、納期、またはその他期間を調整するために適用される。
- 5.3 解決：**契約両当事者が第5条第1項および第5条第2項の定めにより、あらゆる必要な変更に関し合意に至らない場合、当社は、その選択により、下記のいずれを実施することができる。
- 5.3.1** サプライヤーの申し出/変更を拒絶し、承認された発注書または特定条件（特約）の条件に基づく履行を求める。
- 5.3.2** 第三者に変更の実施を委託する。その場合、サプライヤーは、変更を計画、実施するために必要な全ての図面、仕様書、およびその他の書面を当社に送付することを保証する。
- 5.3.3** 第25条の規定に基づき本契約の全部または一部を解除できる。
- 5.4 変更不可：**サプライヤーは、当社による書面の事前同意無しに、契約製品または契約サービスを変更することはできない。当社がサプライヤーによる変更に同意する場合、サプライヤーは、当該変更により当社が被る全ての損害（資格・規格取得費用、変更費用、検査費用、開発費用、

変更後のファースト・サンプルリリースにかかる費用等を含むが、これらに限らない) を負担しなければならない。

## 6. 情報・助言・警告

**情報共有：**サプライヤーは、契約製品および/または契約サービスの供給/実施における専門家である。従って、サプライヤーは、当社のスキルまたはノウハウに拘わらず、品質または安全性を含む契約製品または契約サービスに関して、必要な情報、指示、助言および警告を全て当社に速やかに連絡するものとする。サプライヤーは、特に下記事項を実施するものとする。

- 契約製品または契約サービスを正しく保管および使用するために必要な情報および指示を全て当社に提供する。
- 契約製品または契約サービスの仕様書が完全であり、契約で合意した利用目的または既知の利用目的に適しており、相応しいものになるよう徹底する。
- 契約製品または契約サービスが、顧客向け製品が販売、流通または使用される国の法令に違反する場合には、速やかに当社に通知する（この通知義務はサプライヤーが、顧客向け製品が販売または使用される国を認識していない、または認識し得ない場合には適用されないものとする）。
- 契約製品または契約サービスに関して品質リスクまたはその他不十分な点を認識した場合は当社に通知し、契約製品または契約サービスに欠陥がある場合、特に欠陥が人々の安全または財産に危険を及ぼす可能性がある場合は速やかに当社に警告する。
- 契約製品または契約サービスの品質を改善し、その費用を削減するための対策を当社に提案する。

## 7. 認証 - ライセンス - 許可および許諾

**7.1** 必要に応じて、サプライヤーは、本契約に記載される政府機関または組織による認証、ライセンス、許可または許諾を要し、本契約の期間中、認証、ライセンス、許可または許諾を維持するために必要な手順を全て行うものとする。認証、ライセンス、許可または許諾は、権限を有する独立した組織により行わなければならない。サプライヤーは、認証、ライセンス、許可または許諾に関する状況の変更の可能性または実際の変更、それに関して実施した手順を速やかに当社に通知しなければならない。

**7.2 違反の疑い：**サプライヤーが第7条第1項に記載される認証、ライセンス、許可または許諾に関する義務に違反した場合、当社は、違反を理由として本契約の履行を中断し、または本契約を解除することができる。

## 8. 品質保証、検査

**8.1 品質管理：**第4条に従って本契約を締結することにより、サプライヤーは、当社の品質管理システム、特にサプライヤー品質管理ガイドラインおよび/またはサプライヤー物流ガイドラインおよび当社の品質保証契約（「QAA」）または保証契約（当社により通知され、随時修正される場合がある）に同意することになる。サプライヤーは、自らが QAA および当社の品質管理システムにアクセスすることができることを認め、これに同意する。サプライヤーは、それらに定める条件を厳守することに同意し、これを確約する。明確化のため、本第8条に従って適用される QAA は、ノミネーションレターを発行した当社の、その時点で最新の QAA または保証契約である（例えば、HELLA 関連会社が発行したノミネーションレターまたは PO には HELLA QAA が適用され、HELLA を除く Forvia 関連会社が発行したノミネーションレターまたは PO には Forvia QAA が適用される）。当社は、サプライヤーからの要請に応じて、適用される QAA のコピーを提供する。

**8.2** サプライヤーは、本契約に定められる QAA および品質手順に準拠して契約製品または契約サービスを履行するものとする。サプライヤーは、契約製品または契約サービスならびにそれらの安全性に関連する全ての証明書の写しを当社に提出する。

## 9. 法令、規則およびその他のサプライヤーの義務

**9.1** サプライヤーは、下記事項を遵守するものとする。

- 労働、健康、安全および環境の分野も含めて、適用される全ての適用法令、国際的な条約および規則（適用のある場合、「外部企業による敷地内での作業」または「高所作業」に適用される安全衛生に関するフランス労働法の規定）を遵守する。

- サプライヤーは、当社の事業所内で作業を実施しなければならない場合には、各事業所において有効な社内規則ならびに安全、健康および環境に関する規定を全て遵守し、必要に応じて必要な許可を全て取得する。
- 児童労働を禁止する 1989 年 11 月 20 日付の児童の権利に関する国連条約の規定を遵守し、1957 年 6 月 25 日付の強制労働廃止に関する国際労働機関条約の第 1 条の定めに基づき強制労働をいかなる方法においても行わない。
- 当社または顧客によって要求されたか、当社と顧客の間で合意されたかに拘わらず、倫理、社会的受容性、環境の持続可能性に関する当社の全ての要件と要求を遵守する。

**9.2** サプライヤーは、第 9 条第 1 項に定める義務が重要な契約義務であることを認める。

**9.3 事業所の安全衛生および環境方針：** サプライヤー、および当社または顧客の現場で本サービスを履行するサプライヤーの人員は、常に、当該現場に適用される安全衛生および環境ポリシーのほか、自らが作業する現場に適用される規則ならびに現場に掲示されているか伝達された安全衛生上の手順を厳守するものとする。サプライヤーは、自らの人員のために個人用保護具（「PPE」）を提供する責任を負うものとし、その PPE は、少なくとも当該現場における PPE に関する当社または顧客の最低要件を満たしているものとする。当社は、適用される規則および方針を遵守しないサプライヤーの人員を除外する権利を留保し、サプライヤーは、自らの費用および経費負担で、当該人員を交代させるものとする。サプライヤーおよびその従業員は、いかなる場合も、FORVIA が自ら講じた安全衛生または環境対策の措置の適切性につき責任を負わないことに同意する。FORVIA は、安全衛生または環境対策の措置によって、死亡や負傷を防止することを保証せず、また保証することはできず、規制上の要件に基づいて措置を講じていることを認める。FORVIA は、いつでも各現場において、安全衛生および環境対策の措置を追加または変更する権限を留保する。

#### **9.4 コンプライアンス/倫理規範/行動規範**

**9.4.1** 当社が HELLA 以外の会社である場合、法律で許容される範囲において、サプライヤーは、「Faurecia Code of Ethics（倫理規範）」および「FORVIA Code of Conduct（行動規範）」も遵守するものとし、自らの供給業者、請負業者およびサービスプロバイダーとの契約関係においてもそれらを遵守するものとする。サプライヤーは、「Faurecia Code of Ethics（倫理規範）」を受領し、また以下の URL アドレスから閲覧することができる。

[https://www.forvia.com/sites/default/files/2024-02/FAU-C-LSG-2400%20Code%20Of%20Ethics%20EN\\_0.pdf](https://www.forvia.com/sites/default/files/2024-02/FAU-C-LSG-2400%20Code%20Of%20Ethics%20EN_0.pdf)

当社が HELLA の会社である場合、法律で許容される範囲において、サプライヤーは、「HELLA Code of Conduct（行動規範）」および「HELLA Human Rights Policy（人権方針）」を遵守するものとし、自らの供給業者、請負業者およびサービスプロバイダーとの契約関係においてもそれらを遵守するものとする。サプライヤーは、「HELLA Code of Conduct（行動規範）」を受領しており、また以下の URL アドレスからも閲覧することができる。

[https://www.hella.com/hella-fr/assets/media\\_global/Suppliers\\_Code\\_of\\_Conduct\\_English.pdf](https://www.hella.com/hella-fr/assets/media_global/Suppliers_Code_of_Conduct_English.pdf)

FORVIA Group の従業員が「Faurecia Code of Ethics（倫理規範）」の倫理基準に基づいて行動していないとサプライヤーが判断した場合、サプライヤーはそれを当社に通知するものとする。

#### **9.4.2 腐敗防止/贈収賄防止**

サプライヤーは、自らおよび関連会社、取締役、役員、従業員、代理人、サービスプロバイダー、契約者、および代理を務める者が、腐敗防止法および貿易管理に関する法を常に遵守して事業を行うこと、またいかなる形態の商業的贈収賄に関与しておらず、将来も関与しないこと、GPC に関連し、違法もしくは不適切な利益を得る目的、またはその他の違法な目的を達成する目的を含め、直接的または間接的を問わず、あらゆる人物の行動や意思決定に不適切な影響を与えるために、当該人物に対して、直接的または間接的を問わず、価値ある物を贈与したり、贈与を申し出たり、贈与を許可したりしないこと（これらに限定されない）を保証する。

サプライヤーは、自らまたは関連会社が、腐敗防止法の遵守を確実にするための方針、手順、体制を備えていることを表明し保証する。請負業者、販売業者、代理人、その他関係する第三者に本規程に基づいて行動させることはサプライヤーの責任である。

サプライヤーは、GPCの履行に関連して、請負業者、販売業者、代理人、その他関係する第三者につき、(a)契約前と契約後定期的に、合理的な腐敗防止デュー・ディリジェンスを実施することなく、かつ(b)本第9条第4項の条件よりも厳格な腐敗防止義務を含む条件で契約することなく、取引してはならないものとする。

サプライヤーは、当社の要請により、上記事項を遵守することを遅延なく書面で証明する。

疑義を避けるため、サプライヤーによる本第9条第4項の不遵守および/または違反は、サプライヤーによるGPCの重大な違反となり、当社は、直ちに、補償なく、法に基づく当社の他の権利および/または救済措置を損なうことなく、サプライヤーとの既存のすべての契約を直ちに終了し、すべての交渉を中止する権利を有するものとする。

本第9条第4項の責任に関する契約当事者による請求は、本契約または当該請求に適用される法律が、適用される時効に対する契約上の制限または放棄を禁止していない限り、訴因が発生した日から3年以内に提起されるものとする。よって、当該請求に適用される時効は、適用される法律の定めに従うものとする。

本第9条第4項の目的上、「腐敗防止法」とは、特に、1977年米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、中国の贈収賄防止法、サビン2法、およびその他の法律、規則、条約、規制、または同様の効果を有するその他の法的拘束力のある措置（すなわち、贈収賄、腐敗、詐欺または類似もしくは関連する行為の防止に関連するもの）をいい、いずれの場合も改正され、両当事者が随時適用を受け、または受ける可能性があるものである。

#### 9.4.3 腐敗防止の文書対策

サプライヤーは、当社が要請した場合は、当社に対して、サプライヤーの従業員、代理人または被指名者と政府職員の間で開催され、当社の事業について協議された全ての会議（または当社の裁量により、今後6か月以内に開催され、当社の事業について協議することが予定されている会議）の書面による記録を提出するものとする。その記録には少なくとも、以下の項目を含むものとする。(i) サプライヤーの代表者の氏名、(ii) 政府職員の氏名および職位（次回会議については可能な範囲）、(iii) 議題、(iv) 協議事項もしくは協議予定の事項、(v) 書面で配布されたもしくは配布予定の資料、(vi) 参加者の支払いその他の便宜の要請もしくは申し出、(vii) サプライヤーの代表者の詳細な経費報告書（全ての証拠の原本を添付する）。

本第9条第4項第3号において、「政府職員」とは、政府の省庁もしくは機関または公的国際機関の職員、被用者もしくは契約者、公的立場で職務を行う者、または政府、省庁、政府機関もしくは公的国際機関の担当者と自称する者をいう。

**9.5 紛争鉱物：**サプライヤーは、自社、関連会社およびサプライ・チェーンが、ドッド＝フランク・ウォール街改革法で定義される「紛争鉱物」に関する既存および将来の法律を現在遵守しており、今後も遵守することを表明し保証するものとする。当社の要求に応じて、サプライヤーは、過度な遅滞なく、上記を遵守していることを書面で証明し、同法に基づき要求された場合、または当社が要求した場合、かかる遵守の証明書を当社に提出するものとする。本項を遵守しない場合、当社は、直ちに、補償なく、法に基づき当社がサプライヤーに要求する他の救済措置を損なうことなく、サプライヤーとの既存の全ての法的取引から直ちに撤退または解約し、すべての交渉を中止する権利を有するものとする。

## 9.6 企業と環境に関する責任

### 9.6.1 企業の責任

サプライヤーは、要請により、FORVIA Groupから提供された社内プラットフォームを使用して企業の社会的責任（CSR）の評価を完了するものとする。

### 9.6.2 環境に関する責任

**9.6.2.1** 契約の履行に際し、サプライヤーは、必要な資源（材料、エネルギー、水）を効率的に使用し、廃棄物、廃水、大気汚染、騒音に関する環境への影響を最小限に抑えるものとする。これは、物流費および輸送費にも適用される。

**9.6.2.2** サプライヤーは、気候ニュートラルに向けた独自の CO2 ロードマップを提出し、当社の要求に応じて、ロードマップに記載されたコミットメントの進捗状況のアップデートを提供するものとする。

CO2 ロードマップには、温室効果ガスプロトコル (Greenhouse Gas Protocol) または認定・認証された同様の基準に基づくサプライヤーのコミットメントを含めるものとする。特に、以下の事項に関するサプライヤーのコミットメントを含めること：

- スコープ 1：直接排出量
- スコープ 2：間接排出量
- スコープ 3：サプライヤーが直接または間接的に責任を負う（特にバリューチェーンの上流と下流にある）サプライヤーに関連し、その管理する全ての排出物。

加えて、当社の要求に応じて、サプライヤーは、当社からサプライヤーに提供されたライフサイクルアセスメント (LCA) 用のデータ収集フォーマットに従って、契約製品または契約サービスまたはその一部に関する LCA 用のデータ（投入材料に関するデータを含む）を提供するものとする

**9.6.2.3** サプライヤーは、契約製品または契約サービスに含まれる化学物質について、当該市場に適用される法的要件（例：Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH), EU）に従って登録し、必要に応じて認可または通知する責任を負う。輸入される化学物質に関連法の適用がある場合、サプライヤーは、上記の全ての義務および関連する全ての費用について責任を負うものとする。

**9.6.2.4** サプライヤーは、契約製品（包装を含む）および契約サービスに含まれる SVHC 物質（高懸念物質）のうち、重量比 0.1%以上の濃度のものを全て当社に申告しなければならない。SVHC 物質は、EU の公表リストに記載されており、変更される可能性がある。サプライヤーは、このリストを確認し、その開示内容を適切に調整する責任を負う。

**9.6.2.5** サプライヤーは、当社に納入される契約製品または契約サービス、特に混合物において、SVHC を使用しないことが求められる。

**9.6.2.6** サプライヤーは、全ての請負業者に対し本第 9 条第 6 項第 2 号の条件を遵守する契約上の義務を負わせなければならない。

**9.6.2.7** サプライヤーは、生物多様性を保護し、森林伐採や森林劣化を助長しないものとする。また、サプライヤーは、生物多様性と森林伐採に関するすべての関連法令等を遵守することを約束する。

**9.6.2.8** サプライヤーは、動物福祉の重要性を認識し、契約を通じてこれらの基準を維持することを約束するものとする。サプライヤーは、EU 指令 2010/63 など、関連するすべての欧州動物福祉規制および基準を遵守するものとする。これには、動物の「5つの自由」原則、動物実験に関する「3R」原則（削減、改良、代替）、および世界動物保健機関（OIE）の基準の遵守が含まれる。

### 9.6.3 管理体制

サプライヤーは、「ISO 14001」および「ISO 45001」の要求事項、またはこれに関連する認定・認証されたマネジメントシステムを構築・維持し、当社に対し、適用される証明書を証拠として提供する。

これらの規格に対する証明書は、認定された認証機関によって提供されなければならない。

## 9.7 貿易管理

**9.7.1** 契約当事者は、適用される EU、米国、英国および日本の外国為替及び外国貿易法を含むその他の適用される国の輸出管理、制裁および禁輸に関する法令（以下「輸出規制」）の規制の網をくぐり抜けることなく遵守するものとする。

- 9.7.2** サプライヤーが当社に販売またはライセンスする契約製品、ソフトウェア、または技術に関して、サプライヤーは、輸出規制の遵守を確保するために必要な情報を当社に提供するものとする。注文書日付の前に、サプライヤーは、当該注文に適用される輸出規制を特定し、当社に通知するものとする。
- (a) 契約製品、ソフトウェア、または技術が、米国法/米国規制による輸出/再輸出ライセンスの対象となる場合、およびその範囲；
- (b) 該当する分類番号（例：米国製品の輸出管理分類番号（ECCN）、欧州デュアルユース規制に基づく契約製品、ソフトウェアまたは技術の「デュアルユースナンバー」など）。サプライヤーは、米国および欧州の貿易管理および制裁に関する法令等ならびにサプライヤーが事業を行うその他の地域の貿易管理および制裁に関する法令等を遵守するものとする。
- 9.7.3** 契約製品、ソフトウェアもしくは技術の輸出、または制裁対象国もしくは制裁対象団体もしくは個人との取引に必要なライセンスまたはその他の認可は、契約当事者による書面による別段の合意がない限り、サプライヤーの責任とし、当社は費用を負担しない。この場合、サプライヤーは、Forvia の要求に応じて、当該ライセンスまたは認可を申請するために必要なすべての必要な情報を提供するものとする。
- 9.7.4** サプライヤーは、契約上の義務または輸出規制上の義務を免除されることなく、輸出規制に従って効果的な輸出入管理コンプライアンス・プログラムを維持していることを表明し、当社の要求に応じて、無償で、これを提供するものとする。
- 9.7.5** サプライヤーは、(i)ボイコット企業または禁輸措置もしくは制裁措置に類する措置が取られている企業としてリストアップされた場合、(ii)政府機関により輸出入特権またはライセンスが拒否または停止された場合、(iii)契約製品、ソフトウェアまたは技術が輸出規制により制限されるようになった場合、または(iv)契約製品、ソフトウェアまたは技術の納入前または納入後に、輸出規制に対する実際の違反または違反の疑いを知った場合、当社に通知するものとする。
- 9.7.6** サプライヤーは、適用される限りにおいて、自らの請負業者またはサプライヤーが本条に定める規定を遵守するよう保証するものとする。この義務に違反した場合、サプライヤーは、本契約で合意された責任制限規定にかかわらず、当社に対して責任を負うものとする。この場合、当社は、契約または適用される法律に基づき当社が有するその他の権利または救済手段を損なうことなく、サプライヤーの過失に基づき、本契約を解除する権利を有するものとする。
- 9.8** サプライヤーが貿易管理に関する義務を怠った場合、サプライヤーは、注文の履行、供給の全部または一部の使用または運用に関連して、当社、FORVIA Group のメンバーおよびこれらの顧客に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。さらに、サプライヤーは、貿易管理に関連する管轄当局による措置または法的手続が取られた場合、当社、FORVIA Group のメンバーおよびこれらの顧客の防御を担当すること、また、それらに発生する可能性のある手数料、費用および損害賠償を含むすべての結果を引き受けることを約束するものとする。 **関税**
- 9.8.1** サプライヤーは、各契約製品について、以下の事項を当社に提供するものとする。
- (a) HS（ハーモナイズドシステム）コード
- (b) 原産国、および当社の要求に応じて、契約製品の非特惠原産地/特惠状態を証明する書類
- 9.8.2** HS コードおよび原産国が変更された場合、サプライヤーは納品日の 10 日前までに、速やかに最新の情報を提供するものとする。サプライヤーは、これらの義務違反により当社が被った費用および/または損害について責任を負うものとする。
- 9.8.3** EU 域内のサプライヤーは、長期サプライヤー宣誓により、当社に納入される契約製品の特惠原産地または非特惠原産地を提供するものとする。当該宣誓は、遅くとも最初の納品時に、当社からの事前の要請なしに発行されるものとする。

**9.8.4** サプライヤーは、年度中に変更が生じた場合は、直ちに文書で当社に通知するものとする。サプライヤーは、長期サプライヤー宣誓をその有効期間が終了する前に、当社への要請なく、少なくとも1暦年以上の有効期間で更新するものとする。

**9.8.5** 原産地証明の責任は、サプライヤーが独占的に負うものとする。サプライヤーによる前述の義務の不履行、部分的な遵守、または不当な遅延があった場合、当社は、有効な法的大約および契約上の規定に従って、被った損害および損失をサプライヤーに請求する権利を留保する。

## 9.9 Artificial Intelligence (人工知能)

**9.9.1** サプライヤーの作業結果には、当社と契約上合意した場合、または当社が事前に書面で同意した場合に限り、AIおよびAIアウトプットを含めることができる。

**9.9.2** AI規則の趣旨に従い、以下の基本要件が適用される：

- (a) サプライヤーは、AI契約サービスの引渡し前に、適切かつ効果的なリスク管理システムが確立され、適用され、文書化され、維持され、維持できることを保証するものとする。
- (b) サプライヤーは、トレーニング、検証及びテストのデータセットが、意図された目的に関して、適切で、代表的で、無差別で、誤りがなく、完全であることを保証するものとする。
- (c) AI契約サービスの引渡しには、技術文書および使用説明書の引渡しが含まれ、これらは本契約の期間中常に最新の状態に保たなければならない。
- (d) サプライヤーは、提供されるAI契約サービスが、AIの操作中および全ライフサイクル中のプロセス及びイベントの自動記録（「ロギング」）を可能にすることを保証するものとする。このロギングは、最新の技術、公認の標準及び共通の仕様に準拠しなければならない。
- (e) AIの運用は、当社およびユーザーに情報を提供することにより、十分に透明性があり、理解可能で、説明可能でなければならない。
- (f) サプライヤーは、提供するAI契約サービスにおいて、平等なアクセス、男女平等、文化的多様性、持続可能性、環境への配慮という価値を考慮しなければならない。
- (g) サプライヤーは、提供されるAI契約サービスが、自然人によって効果的に監督され得るように開発され、かつ、適切な措置によって人間の監督が確保されることを保証するものとする。
- (h) 提供されるAI契約サービスは、その意図された目的に関して、適切なレベルの正確性、堅牢性、一般的な安全性及びサイバー・セキュリティを達成しなければならない。この点において、ライフサイクル全体を通じて一貫して機能しなければならない。
- (i) サプライヤーは、AI契約サービスの引渡しの際に、要請があれば、前述の要件を満たし、継続的に運用するために当社が必要とする情報、データ、データセット、技術文書、使用説明書を当社に提供するものとする。

**9.9.3** サプライヤーが提供するAI契約サービスまたはその使用目的にAI規則が適用される限りにおいて、サプライヤーは、AI規則の要件を満たし、AI規則に従って運用、使用または市場投入されることを確保するものとする。

**9.9.4** 別個の報酬は支払われないが、第9条第9項第2号、第9条第9項第3号及び第9条第9項5号に基づく義務は、AI契約サービスの報酬によってカバーされる。

**9.9.5** サプライヤーは、提供されるサービスに、第三者の財産権、特に(i)AIそのもの、(ii)開発データ、テストデータ、トレーニングデータおよび/または(iii)AI契約サービスの生成AIアウトプットが含まれないこと、または財産権の侵害を引き起こさないことを保証するものとする。

## 9.10 財務報告

サプライヤーは、監査および認証済みの年次決算の写しを、該当する場合は連結して、毎年、および/または当社の最初の要請に応じて、当社に提供するものとする。サプライヤーが財政難に陥った場合、または財政難が予想される場合、サプライヤーは、可及的速やかに当社に通知し、そのような財政難を解決するために最善の努力を払うものとする。当社からの要請があった場合、サプライヤーはこの点について合理的な理由を提示するものとする。

## 9.11 災害復旧と事業継続

サプライヤーは、契約製品および/または契約サービスの履行が中断されないよう、商業的に合理的かつ業界標準の災害復旧および事業継続手順を維持し、実施するものとする。

## 10. サプライヤーの従業員等

サプライヤーは、本契約の履行を目的として使用する全ての従業員、派遣労働者、契約者、またはその他の代理人の監督、使用、および妥当な支払いについて責任を負うものとする。サプライヤーは、資格を有し、適切に訓練された代理人のみを使用するものとする。

契約製品および/または契約サービスがフランスで履行される場合、サプライヤーは、隠蔽労働に関する労働法(フランス労働法 Articles L.8222-1 以下、Articles R.8222-1 以下、ならびに Article D.8222-5 (フランスのサプライヤーに適用される)および Articles D.8222-7、D.8222-8 (フランス以外のサプライヤーに適用される))と同様に、フランス人以外の労働者に関する労働法(フランス労働法 Articles L.8251-1 以下および Articles D.8254-2 以下)を遵守することを約束する。両当事者のコミットメントの必須条件として、サプライヤーは、本第 10 条で述べる法律の規定で定めるすべての文書を、フランス語の翻訳を含め、当社に提出し、また、契約製品および/または契約サービスの履行に関与する個人がフランス労働法の Articles L.3243-1 以下および Articles L.4711-1 以下に従って雇用されていることを証明するものとする。サプライヤーは、本第 10 条に記載された義務が重要な契約上の義務であることを認める。

## 11. 監査

**11.1** 当社は、事前通知した上で、通常の営業時間内であればいつでも、サプライヤーの施設で、監査を実施することができる。当社は、監査の目的の範囲内で、とりわけ品質保証契約に定める対策、個人情報保護対策、契約製品について事前に確認することができる。

**11.2** 特段の事情がない限り、監査実施の 5 暦日前までに監査実施の事前通知が行われた場合、当該実施通知は妥当とみなされる。監査にあたって、サプライヤーの業務を不必要に妨げてはならない。

**11.3** サプライヤーは、監査人に全面的に協力し支援するものとする。特に、サプライヤーは、監査人による製造施設および他の作業所への立ち入りを許可し、要請された書類および情報を提出しなければならない。また、監査人はサンプルが本契約の品質基準を満たしているかを照合するため、書面作成のために契約製品を持ち出すことができる。

**11.4** 監査の結果、合意した品質基準または個人情報のセキュリティ要件をサプライヤーが遵守していないことが判明した場合、サプライヤーは、かかる品質基準または要件を満たすために必要な、妥当な措置を全て速やかに取るものとする。特に、サプライヤーは、監査時に合意した措置を、合意した期間内に実施しなければならない。

**11.5** 監査が、契約製品または契約サービスの実施に関する問題（品質問題、納入上の問題、個人情報侵害など）に起因して実施され、当社に責任がなかった場合には、サプライヤーは、かかる監査に関して当社が負担した費用で、文書で妥当であると認められるものを請求書を受領してから 20 暦日以内に銀行振り込みにより払い戻さなければならない。

**11.6** 明確化のために付記すると、当社の権利、特に担保請求権、損害賠償請求権または本契約の解除権は、監査を実施したこと、あるいは、監査中またはその結果として措置が取られたことにより、影響を受けない。特に、サプライヤーは、全ての措置を独自に検証して自律的に実行しなければならない。当社は、サプライヤーの契約上の義務の遵守に関してのみ、監査の範囲内において、サプライヤーを支援する。サプライヤーが情報または支援の追加を希望する場合には、当社とコンサルティング契約を明示的に締結しなければならない。

## 12. 生産の柔軟性

**12.1** オープンオーダーに記載の数量は参考であり、当社による約束を示したものではない。実施の数量はリリースで指定される。発注書に別段のことが明記される場合を除き、当社は、契約製品または契約サービスをサプライヤーから独占的に購入することを求められないものとする。

**12.2** 契約製品または契約サービスを必要とする車両の増産を顧客が要求した場合、サプライヤーは、本契約上の数量に加えて、発注書について合意された単価で、追加料金なく、当社による契約製品または契約サービスの追加数量を満たすことに同意する。

**12.3** 契約製品または契約サービスを必要とする車両の減産または製造停止を顧客が要求した場合、当社は、何ら責任を負うことなく、下記を行う権利を持つ。

- 減産に関しては、追加の費用なく、サプライヤーに対する注文の数量を調整すること。

- 製造停止に関しては、事前に通知して第 25 条第 3 項に従い、本契約を解除すること。

- 12.4** サプライヤーは、本第 12 条記載の事情に対応できるよう、自己の製造を計画するよう努めなければならない。各当事者は、かかる事情に起因する自己の費用を負担する。

### 13. 納入

#### 13.1 納期

**13.1.1** 発注書または本契約で別段の定めがある場合を除き、契約製品の納入は「DAP 【仕向地持込渡し】」（インコタームズ 2020 年版の定義に従う）により行う。納入の場所と日時は発注書に記載の通りとする。

**13.1.2** 契約製品は、本契約で合意された物流要件に従って納入しなければならない。特に、納品書は本契約で指定された要件に従っていなければならない。

#### 13.2 梱包

**13.2.1** サプライヤーは、契約製品の梱包を、輸送手段に適合する妥当な方法で行い、契約製品が輸送中、荷積中、あるいは仕向地での保管中に損傷しないようにしなければならない。サプライヤーは、発注書、特定条件（特約）、およびフォービア・サプライヤー・ロジスティクス・マニュアルおよびラベル品質手順書（フォービアのサプライヤー・ポータル <https://www.forvia.com/en/suppliers> で閲覧可能）に含まれる規定に準拠して、契約製品を梱包するものとする。

**13.2.2** 梱包およびラベル表示は、適用法および発注書の規程に適合していなければならない。

**13.2.3** 契約製品が、本契約の条件、当社の指示または発注書もしくはリリースに記載された指示（もしあれば）に厳格に従って出荷されない場合、サプライヤーは、それによって生じた追加費用を当社に支払うか弁済するものとする。

#### 13.3 時期

**13.3.1** 日付あるいは期限は本契約に記載の通りとする。契約サービスの履行または契約製品の納入日あるいは期限は、当社にとって必要不可欠である。サプライヤーは、契約製品または契約サービスが指定日以内または期限以内に納入あるいは実施されなかった場合、重大な損害が生じることを認識する。

**13.3.2** 上記の日付または期限に先立って、契約製品または契約サービスを実施もしくは納入する場合には、当社からの事前の書面による承認を必要とする。

**13.3.3** サプライヤーは、全てのオープンオーダーに備えて妥当なバックアップ体制および緊急時計画を維持して、オープンオーダー期間全体を通して、契約製品または契約サービスが実施されるように万全を期すものとする。バックアップ体制および緊急時計画は、最低限でも、自動車業界の慣習的基準に適合していなければならない。

**13.3.4** サプライヤーは、特約のあるときまたは当社が承諾したとき以外は分割納入をしてはならない。

### 14. 契約製品または契約サービスの受け入れ

- 14.1** 納入後、当社は、契約製品または契約サービスについて、種類、数量、明らかな損傷の有無を検査し、欠陥が発見された場合には速やかにサプライヤーに通知するものとする。かかる通知が納入から 5 営業日以内に送付された場合には、適時に行われたものとみなす。また、当社は契約製品または契約サービスについて、通常の製造プロセスの範囲内で検査し、欠陥を発見した場合には速やかに通知しなければならない。国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定や商品受入検査に関する追加要件は適用されない。なお、当社は、納入後の受入検査において契約製品または契約サービスについて直ちに発見することのできる瑕疵があった場合、当該契約製品または契約サービスをサプライヤーへ返品するものとする。

#### 14.2 契約製品または契約サービスの拒否

当社は、以下の場合、契約製品または契約サービスを拒否する権利を有する。

- (i) 契約製品または契約サービスの納入日において、契約製品または契約サービスに不適合または欠陥（軽微なものを除く）があり、契約の目的を達成しない場合
- (ii) 不適合または欠陥（軽微なものを除く）の理由による、当社が留保している拒否権を、両当事者の定める期限内に撤回しなかった場合

(iii) サプライヤーが、契約製品または契約サービスの納入日または完遂日を遵守しなかった場合

### 14.3 契約製品または契約サービスの欠陥または不適合

**14.3.1** 契約製品または契約サービスのいずれかが、GPC、QAA、特定条件（特約）、発注書、仕様書、または顧客の要件、適用法令等、または業務指示書(SOW)を含むがこれに限定されない両者間のその他の書面による合意に定める保証を満たさない場合、当社は、いつでも、他の権利を毀損することなく、解約する権利、損害賠償を請求する権利、または以下のオプションを有するものとする。

(i) 当該契約製品の修理または交換を、直ちに、かつ、サプライヤーの負担で行い、サプライヤーは当該生産または納期に関して異議を請求する権利を有しないこと。契約サービスについては、当該契約サービスの再実施を、直ちに、かつ、サプライヤーの負担で行い、サプライヤーは当該再実施に関して異議を請求する権利を有しないこと。

(ii) 当該不適合な契約サービスの再実施を、異議を申し立てる権利を有しないサプライヤーの費用で、当社が指定する第三者によって実施させること。

(iii) 契約製品の購入代金または契約サービスの対価を、当社の要求に応じて速やかに返金させること。

(iv) その他、サプライヤーの費用で、当社が自らの裁量で指定する方法で、欠陥または不適合のある契約製品または契約サービスに十分に対処すること（リコール、クレーム対応およびその他の類似の対策への参加を含む）。

**14.3.2** 当社によって拒否された契約製品または契約サービスは、当社による拒否の通知後 8 暦日以内に、サプライヤーが自らの費用と危険負担で回収しなければならない。当社は、当該期間経過後、いかなる責任も負うことなく、サプライヤーの費用、経費および危険負担で、拒否された契約製品を破棄するか、サプライヤーに返却することができるものとする。

**14.3.3** サプライヤーが、当社が要求する期限またはその他の指標（当該期限またはその他の指標がサプライヤーに通知されたか否かを問わない）内に当該違反もしくは不適合を修復できない場合、または当該違反または不適合が、当社が要求する期限もしくはその他の指標の範囲で修復できない性質のものである可能性がある場合、(i) 当社は、当該欠陥または不適合の契約製品および契約サービスに関する発注の全部または一部を解除できる、または、(ii) 当社は、当社自らの裁量で（いかなる義務を負うことなく）、当該欠陥または不適合の契約製品および契約サービスの修正、修理、交換またはその他の是正努力、プロセスおよびプログラムを引き受けることができ、この場合、サプライヤーは、関連する全ての費用および経費（第三者または当社における取扱い、選別、分別／保管、再加工および管理時間、労働力および材料を含む）を当社に支払いまたは償還するものとする。全ての欠陥または不適合な契約製品は、サプライヤーへの通知後、サプライヤーの危険負担で保管されるものとする。当社は、サプライヤーの指示により、当該契約製品をサプライヤーの責任で返却することができ、その際の取扱、選別、分別／保管、取扱手数料、輸送、運賃、配送費（往復費用）およびその他の関連費用は、全てサプライヤーが支払うものとする。当該欠陥または不適合のある契約製品または契約サービスに対して当社がサプライヤーに支払った代金は、サプライヤーが当該不適合を速やかに修正、修理、交換、またはその他の方法で当社の要件を満たすようには是正しない限り、その範囲において、サプライヤーによって直ちに当社に返金されるものとする。サプライヤーの保証は、当該修正、修理または交換された契約製品および契約サービスにも適用されるものとする。

**14.4** 特定条件（特約）・発注書には追加的な受領手続を定めることができる。

### 15. 納入遅延に対する損害金等

**15.1** 本契約に従った契約製品および/または契約サービスの納期に不履行があった場合、サプライヤーが不履行の理由を釈明する機会を設けた後、当社は、遅延した契約製品および/または契約サービスについて、1 暦日につき、契約製品および/または契約サービスの正価の 0.04% を遅延に対する損害金として請求することができることを明示的に確認し同意する。かかるペナル

ティは、当社が損害賠償請求を行い、本契約または関連する発注書の全部または一部を解除し、または納入に代えて補償を受ける権利を妨げない。

- 15.2** 当社が、納入遅延の契約製品および/または契約サービスの提供・実施を受け入れた場合でも、当社は、本件価格を完済する前に、ペナルティの支払を要求することができ、サプライヤーはかかるペナルティの支払を行わなければならない。

## 16. 価格、請求書発行、支払条件

### 16.1 総則

**16.1.1** 当社は、本契約が定める価格を支払うものとする。

**16.1.2** 本件価格は、契約製品および/または契約サービスの対価の一括報酬であり、契約製品および/または契約サービスの提供に関するサプライヤーの全ての費用が対象であり、既存知財および成果物の使用権、成果物の譲渡、輸送、管理、税およびその他の関税、付随的対価、品質管理の費用が含まれる。

**16.1.3** 注文に合意し、または契約製品および/または契約サービスの全部または一部の履行を開始した場合、サプライヤーは、本件価格の決定に必要な全ての関連情報を当社から入手済みであること、あるいは、かかる情報を他の情報源から入手済みであることを確認したものとする。また、サプライヤーは、自己が自動車サプライヤービジネスの状況および特殊性に精通しており、本件価格の決定にあたってこれらを考慮したことを確認する。

以上の理由から、以降の規定に従うことを条件に、本件価格は確定かつ最終とする。サプライヤーは、状況もしくは特殊性、情報不足、契約の有効性の疑義または契約の解除を理由として本件価格の調整を要請することができない。

### 16.2 納税義務

本件価格には、適用される税金および関税は含まれていない。サプライヤーは、全ての適用法に従い、税金と関税の額を請求書に追加しなければならない。

### 16.3 請求書の発行

サプライヤーが発行する請求書は下記の通りとする。

- 個別の発注書に関連付けられていること（発注書番号を記載すること）。
- 契約製品または契約サービスが納入・実施され次第速やかに発行すること。
- 契約製品または契約サービスの特定と確認に必要な全ての情報が記載されていること（発注書番号を含む）。
- 支払条件に関する全ての情報が記載されていること。
- 発注書に記載された住所宛てに送付するものとし、契約製品の納品書には添付しないこと。

当社は、上記の要件に適合しない請求書を拒否し、返送し、かかる請求書にもとづく支払を行わない権利を有する。

### 16.4 支払条件

現行の法の規定に従うことを条件に、別途定めがある場合を除き、本件価格は請求書発行日から 60 日以内に支払期限が到来し、当社は支払い可能となり支払義務を負う。

### 16.5 相殺

当社は、本件価格その他の当社が支払うべき金額と、サプライヤーに対して有する反対債権を相殺することができる。

## 17. 保証

- 17.1** 発注書またはノミネーションレターに別段の定めがある場合を除き、契約不適合責任の期間は、対象となる契約製品または契約サービスの受入（検収）から 36 カ月間とする。上記に拘わらず、契約製品または契約サービスは、適用法が定める明示的または黙示的な全ての保証を対象とするが、日本の商法第 526 条の規定は適用されない。

- 17.2** サプライヤーは、本契約に基づき自らが契約する自動車、電子機器その他の業界の制約（特に品質、費用、材料の入手可能状況、労働およびリードタイムに関する制約）について専門知識を有する専門家であることを表明する。サプライヤーは、当社およびその顧客が実践する当該業界の基準および慣例を把握しており実践でき、全般にこれを遵守することに同意する。サプライヤーは、自らがその分野の専門家であることを認め、結果につき責任を負い、またその設計（サプライヤーに設計責任がある場合）、その製造工程および生産における技術上

の選択につき、また契約製品または契約サービスがその意図された目的に適合していることにつき、責任を負うものとする。当社が図面、工程、仕様書または初期サンプルを受け入れ、その妥当性を確認した場合でも、サプライヤーの保証責任は、いかなる形であれ軽減されることはない。

### 17.3 サプライヤーは下記を保証する。

- 契約製品および/または契約サービスが合意した利用目的に適合していること（サプライヤーが契約製品の設計に関与している場合、当社が指定するコンポーネント、システム、サブシステム、車両の位置に関する性能、および契約製品が妥当に期待通りに性能を発揮しているまたは発揮できる環境を満たしていることを含む）または利用目的について明確な合意がない場合には、通常の使用に適しており、利用目的に従った使用期間中においては不具合が発生することなく機能するように設計されていること。
- 契約製品および/または契約サービスは、発注書に別段の定めがある場合を除き、一般に認識されているエンジニアリング基準および適用法および法的要件に従って提供されていること。
- 契約製品および/または契約サービス（機器、サプライヤーが当社の費用で入手するか発注書に基づいて当社の所有となる、特殊工具、金型、治具、器具、パターン、原材料および機械を含む）は、当社によって提供、指定または採用された全ての図面、仕様、評価、サンプル、その他の記述および仕様書に適合し、これらを満たしており、商品性があり、設計（サプライヤーが設計した範囲）、材料および製造上において、明らかな欠陥または隠れた欠陥がなく、適法で、あらゆる先取特権、請求および担保の対象でないこと。
- 契約製品および/または契約サービスは、発注書または上記の書面に別段の定めがある場合を除き、初期サンプルに従って提供されること。
- 当社は、契約製品について、全ての先取特権および担保のない所有権を取得すること。
- 契約製品および/または契約サービスには、明らかな、または隠れた欠陥が無いこと。

### 17.4 FOSS 利用上の保証

サプライヤーは、別途 OK リスト付属書に指定のライセンス対象として許諾されている FOSS のみを使用することを保証する。別途 OK リスト付属書で指定されるライセンスの許諾条件以外で FOSS を使用する場合、またはコピーレフトの効果を引き起こす FOSS を使用する場合、当社の事前の書面による明確な同意が必要である。

サプライヤーが本契約の履行中に使用した FOSS（本成果物に含まれるか、本成果物の使用に必要とされるもの）に関して、サプライヤーは、以下のことを保証する。

- 本成果物（FOSS を含む）に含まれるソフトウェアおよびそのライセンス（FOSS オープンソース・ライセンスを含む）が本成果物およびプロジェクトの目的に適合していること。
- 本成果物に含まれるソフトウェアおよびそのライセンス（FOSS および FOSS オープンソース・ライセンスを含む）に関して提供される情報が完全、正確かつ精密であること、また自らが、FOSS オープンソース・ライセンスを遵守して行為していること。
- 当社が事前に書面で合意していないコピーレフトソフトウェアの成果物を利用しないこと。
- FOSS に関して適用されるライセンス（特に FOSS オープンソース・ライセンス）の条件（原ライセンスの文言および「著作権」表示の保持に関する要件、ならびに該当する場合は適用されるライセンスに従い対応するソースコードを当社の利用に供する要件を含むが、これらに限定されない）を遵守すること。
- 本成果物で使用される FOSS の FOSS オープンソース・ライセンスによっても、当社、その顧客または販売店は、認証情報、暗号キーまたは車両制御装置のコーディングに関するその他の情報を開示させられないこと、または義務付けられないこと。
- 当社により認められていないオープンソース・ライセンス、特にコピーレフト FOSS オープンソース・ライセンスまたは非互換性ライセンスの使用を回避するために、本成果物に含まれる FOSS に関して合意し得る FOSS ツール（Blackduck または Palamida 等）を使用すること。
- 本成果物で使用される様々な FOSS の間の互換性、および本成果物に含まれる知的財産のライセンスとの互換性、整合性。

### 17.5 サプライヤーは、当社の要請に応じて、契約製品および/または契約サービスに関連し、当社または顧客が開始する検査、監査、協議、分析に、自らの費用負担で積極的に参加するものとする。

**17.6** 契約製品または契約サービスが上記の保証に適合していない場合、サプライヤーは、当社から要請があった場合には、可能な限り迅速に、契約製品の修理または交換を行うか、契約サービスの是正または実施を再度行わなければならない。第 14 条および第 25 条に基づいて、当社が潜在的な損害について請求する権利または本契約を解除する権利は一切妨げられない。第 17 条第 1 項に定める保証期間は、契約製品または契約サービスが提供できなかった期間分、延長されるものとする。契約製品または契約サービスの修理あるいは交換が行われた場合には、修理または交換の終了時から、新たに保証期間が開始される。

成果物の欠陥により、当社が納期を守るための費用が増加した場合（例えば、欠陥製品の選別費用、検査作業や製造における追加費用など）、これらの費用はサプライヤーが負担するものとする。

**17.7** 当社は、サプライヤーの費用負担で欠陥のある契約製品を返却する権利、またはサプライヤーと事前に合意した上で、サプライヤーの費用負担で欠陥のある契約製品を選別し、必要に応じて廃棄する権利を有するものとする。

**17.8** 個々のケースにおける欠陥の分析が経済的でなく、許容できず、または合理的でないなどの理由で、不具合の再発により、一連の製品全体または契約製品が組み込まれた当社製品の交換が必要となった場合、サプライヤーは、影響を受けた一連の製品のうち技術的欠陥が認められない部分についても、上記の費用を負担しなければならない。

## **18. サプライヤーの責任および当社の関与**

**18.1** サプライヤーは、契約製品および/または契約サービスおよび本契約の履行に関して、自己またはその請負業者に起因して当社および Forvia 被補償当事者が被った損害に関し、直接的な、間接的な、身体的な、重大な、軽微な、派生的な損害であるかを問わず、責任を負う。第三者が被った損失（顧客が被った損失を含む）についても同様に責任を負う。サプライヤーは、かかる損害または損失に起因する全ての「責任」について、サプライヤーの責任の下、責任に比例して、当社および Forvia 被補償当事者を免除、防御、補償し免責することに同意し、これには、顧客が当社に請求する追加費用も含むが、これに限らない。サプライヤーは、その責任の下、該当する契約製品および/または契約サービスに関し、当社、FORVIA Group の法人、または顧客が行ったリコール活動、是正作業、または危機対策に関連する全ての費用に関し当社、または全ての FORVIA Group の法人を免責し補償することに同意する。

**18.2** サプライヤーは、当該事業の専門家として、本契約の履行にあたり当社が提供したサポート水準を問わず、自らの技術上の決定について、全面的に責任を負うものとする。

**18.3** 当社が初期サンプルを受け入れた場合でも、サプライヤーは欠陥、損害、損失に対する責任を免れず、納品されたまたは納品予定の契約製品または契約サービスの承諾を意味するものではない。当社が契約製品または契約サービスのいずれかを承諾した場合でも、当該契約製品または当該契約サービスに隠れたまたは隠された欠陥に関し、発見された時点を問わず、所有権またはリスクの譲渡に拘わらず、サプライヤーは責任を負うものとする。

**18.4** 提供された契約製品もしくは契約サービス、または本契約の履行に起因する、あるいは関連するあらゆる請求に関する損失、責任、損害（弁護士費用を含む）の当社のサプライヤーに対する全責任は、請求の手段を問わず、サプライヤーが現実には被った直接損害およびサプライヤーが合理的な範囲内で負担した経費に限定され、当該損害についての詳細かつ信用できる証拠書面を当社に提出することを条件とする。

**18.5** 当社による提案またはその他の関与は、助言または推薦として分類されるものであり、確定的なもの、または指示として理解されるものではない。サプライヤーは、当社によるそのような推薦について、妥当性、最新技術、技術的な矛盾、実質的な正しさ、完全性を独自に確認し、自らのものとして採用するものとする。サプライヤーが、自らの検討結果が否定的であったにもかかわらず、助言または推薦を実施した場合、サプライヤーは、当社から書面（代表権を有する当社従業員 2 名の署名を含む）で指示された場合を除き、全責任を負うものとする。

**18.6** 当社による提案その他の関与があった場合でも、サプライヤーは欠陥が無い契約製品を提供するものとし、全ての期間および期日を遵守しなければならない。

## 19. 保険

- 19.1** サプライヤーは、本契約に基づき、自らの費用負担により、当社、当社の顧客または第三者への責任を補償するために、財務的に健全で定評のある保険会社の企業総合賠償責任保険に加入しなければならない。この保険には、対人、対物、派生的損失および純粋な金銭的損失に対する補償が含まれていなければならない。
- 19.2** サプライヤーは、当社から要請があれば、当社に保険証書および保険料支払の証拠を提出しなければならない。
- 19.3** サプライヤーが保険に加入維持していた場合であっても、サプライヤーの責任は限定されるものではない。このことは、サプライヤーが負担する損害補償義務の額にも適用される。
- 19.4** サプライヤーは、保険の変更、修正、解除を行う場合には、変更あるいは解除の理由を問わず、事前に当社に通知しなければならない。

## 20. 所有権および危険負担

### 20.1 所有権の移転

- 20.1.1** 契約製品の所有権は、上記第 14 条第 1 項に従って契約製品の受入（検収）をもって当社に移転する。但し、本契約の両当事者が別段の定めがある場合を除く。
- 20.1.2** 所有権の移転後もサプライヤーが契約製品を当社のために保管する場合、サプライヤーは契約製品を別途製造されたものとして保管し、当社の財産であることを明瞭に区別しておかなければならない。サプライヤーは、契約製品を当社に追加の契約製品または契約サービスを提供するためにのみ使用するものとし、これ以外の目的で使用してはならない。
- 20.1.3** サプライヤーは、当社からの明らかな同意を得ることなく、当社による受入（検収）後の契約製品の所有権を留保する権利を有しない。
- 20.1.4** サプライヤーは、契約製品またはその一部について、自己の請負業者（その請負業者も含む）の所有権が留保されていないことを約束するものとする。

### 20.2 危険負担

- 20.2.1** サプライヤーは、契約製品が当社の製造施設に納品受入（検収）されるまで、契約製品の破損または損失のリスクを負担する。
- 20.2.2** 契約製品の納品受入（検収）から 1 年以内に破損し、その原因について当社に責任がない場合、第 4 条に基づいて当社が発行した発注書に従い、サプライヤーは、速やかに、優先して契約製品を再納入する義務を負う。新規に発行された発注書には、本契約の定め（本件価格を含む）を準用して適用する。

## 21. 工業所有権および知的財産権

### 21.1 既存知財

- 21.1.1** 契約当事者は、自己の既存知財にかかる権利を留保する。第 21 条第 1 項第 2 号に定める場合を除き、相手方契約当事者の既存知財の使用は、当該契約当事者が事前に書面で同意した場合にのみ認められるものとする。
- 21.1.2** 成果物または契約製品および契約サービスの利用、および更なる開発のためにサプライヤーの既存知財が必要な場合、サプライヤーは当社に対し、自己の既存知財の使用権を付与するものとする。サプライヤーが、第三者の支援がなければ自己の既存知財の使用権を付与できない場合には、サプライヤーは、当社のために、かかる第三者と当該使用権に関する契約を締結しなければならない。
- 21.1.3** 該当する発注書に別段の定めがある場合を除き、サプライヤーによる自己の既存知財の使用権の付与については、本件価格の支払によりその対価が支払われたものとする。

### 21.2 成果物

- 21.2.1** 成果物に関するすべての権利は当社に帰属する。当社は、成果物の所有者・知的財産権者として、全ての国で、成果物を自由に使用し、使用権を付与し、運用し、譲渡することができる。サプライヤーまたは第三者による成果物の使用は、当社が事前に書面で同意した場合にのみ許可されるものとする。
- 21.2.2** 必要でありかつ法律で許可されている場合には、サプライヤーは、成果物に対する全ての所有権その他の占有権を当社に譲渡するか、または、譲渡が法律で許可されていない場合には、かかる権利の使用権を当社に取消不能で付与しなければならず、使用

権の付与は、できる限り排他的でなければならない。サプライヤーは、成果物が完成次第、順次その使用权を譲渡しなければならない。

**21.2.3** 該当する発注書に別段の定めがある場合を除き、本件価格の支払により成果物にかかる権利の譲渡がなされたものとする。

### **21.3 第三者の知的財産権または産業財産権**

**21.3.1** サプライヤーは、本契約履行の範囲内において、第三者（請負業者を含む）の知的財産権または産業財産権を使用していないことを保証する。サプライヤーは、知的財産権侵害の状況を必要な程度まで評価し、その評価を文書化する。当社から要求があった場合、サプライヤーは、当該文書の写しを当社に提供するものとする。

**21.3.2** サプライヤーが、第三者の知的財産権および産業財産権を使用する必要がある場合には、当社の書面による事前同意を取得しなければならない。許可された場合には、当社のための適切な使用权も定めたライセンス契約を当該第三者と締結しなければならない。サプライヤーは、第三者の知的財産権および産業財産権の使用により生じるロイヤリティ、またはその他の対価の支払を行わなければならない。

**21.3.3** サプライヤーは、当社による既存知財、成果物および契約製品または契約サービスの使用が、第三者の知的財産権および産業財産権を、現在および将来に渡って侵害しないことを保証する。サプライヤーは、既存知財、成果物および契約製品または契約サービスの使用に関連して、知的財産権および産業財産権または営業秘密の侵害および不正競争（以下、「IP クレーム」という）を根拠とし、第三者から責任を追及された場合、当社、FORVIA Group または顧客を免責し、防御し、補償し、損害を与えないようにしなければならない。当社は、IP クレームを知った場合、直ちにサプライヤーに通知するものとし、逆に、サプライヤーは、IP クレームを知った場合、直ちに当社に通知するものとする。サプライヤーは、IP クレームに起因する全ての費用、経費、財務的影響（弁護士費用、ロイヤリティおよびライセンス料、補償金を含むがこれらに限定されない）を負担しなければならない。当社は、当社の裁量により、サプライヤーの費用負担で、当社またはサプライヤーのいずれかが IP クレームを処理するかを決定し、サプライヤーは、当社から要求されたサポートを提供するものとする。サプライヤーは、当該手続きに関して（特に、和解契約の締結、申立ての取下げ、請求の承諾など）、当社または FORVIA Group に対し、責任を負い、重要な決断の調整を行うものとする。当社は、上記事実を知った場合は、直ちに、サプライヤーに通知し、サプライヤーも同様に、上記事実を知った場合は、直ちに、当社に通知するものとする。

**21.3.4** 知的財産権侵害の場合、サプライヤーは、自己負担により、当社の要請と裁量にもとづき、下記の行為のいずれか 1 つを直ちに講じるものとする。これにより、当社が有する本契約の解除権および損害賠償請求権は、一切影響を受けない。

- 当該第三者から、当社、FORVIA Group または顧客が成果物または契約製品もしくは契約サービスを使用できる権利を、追加費用なく、取得すること。
- 第 21 条第 3 項第 2 号に従い、第三者の知的財産権および産業財産権または営業秘密を侵害しないために必要な範囲でのみ、契約製品または契約サービスの交換または修正を行うこと。

当社または顧客は、当社、FORVIA Group および顧客のために、成果物または契約製品もしくは契約サービスを使用できる権利を当該第三者から直接取得することを決定することもできる。この場合、サプライヤーは、当該第三者との契約に起因する全ての費用、経費および経済的影響（弁護士費用、ロイヤリティおよびライセンス料、補償金を含むがこれに限定されない）を負担するものとする。

サプライヤーは、当社から要請を受けた場合、当社の施設に保管された契約製品または契約サービスで、当社が使用できなくなったものを、速やかに、サプライヤーの費用負担で回収することに同意する。

## **22. 秘密保持**

**22.1** 契約両当事者は、本契約の結果として、入手手段を問わず（口頭、書面、磁気および電子形式を含む）、自らが取得した情報（特に、商業的および財務的文書、技術詳細書、データ、仕様書、成果物、ソフトウェア、事業計画、設計、研究、推奨事項、個人情報、ノウハウおよびその他の知的財産権および産業財産権を含むがこれらに限定されない）を秘密情報（以下「秘密

情報」という)として取り扱うことを約束する。ただし、秘密情報には以下の情報は含まれない。

- すでに公知の情報
- 契約当事者が契約義務に違反することなく、一般公開されている情報
- 自由に開示する権利を持つ第三者から適法に入手した情報
- 法律の規定、政府当局からの判断またはその他の決定により、開示が義務付けられた情報

## 22.2 各契約当事者は下記を約束する。

- 秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用しないこと。
- 秘密情報の全部または一部を、本契約の履行のために開示が必要であり、かつ相手方当事者が同意している場合を除き、直接的または間接的に、第三者に開示あるいは漏洩しないこと。この場合、秘密情報を開示する契約当事者は、当該第三者に対して、本契約と同様の条件および義務を負わせる責任を持つこと。
- 本契約の履行のために必要な場合を除き、秘密情報の全部または一部の複製または複製をしないこと。

## 22.3 サプライヤーは、第三者に対して図面、モデル、テンプレート、サンプルおよびこれらに類するものを提供しあるいは利用できるようにしてはならない。これらの複製は、作業の必要の範囲内、著作権法の規定の範囲内でのみ許可される。

## 22.4 第 3 条の規程に拘わらず、契約両当事者が別途秘密保持契約を締結した場合には、かかる秘密保持契約が本第 22 条に優先して適用されるものとする。

## 22.5 サプライヤーは、個別契約に関して、当社の指示がある場合に限り、当社の顧客と接触することができる。

## 22.6 当社が提示した購入予算額および単価、サプライヤーが提示した販売価格および単価ならびに契約当事者間で合意した価格および単価（以下、総称して「価格情報」という。）は、秘密情報として扱う。

## 22.7 第 22 条第 6 項に拘わらず、当社は、FORVIA Group との共同購買および委託購買の目的のために必要な範囲で価格情報を FORVIA Group に開示することができる。

## 23. 個人情報の保護

### 23.1 総則

**23.1.1** サプライヤーは、本条が定める約束と義務を遵守すること、ならびに、自己の常勤および非常勤の職員および請負業者に、特に下記に定める内容と類似する約束および義務を課すことにより、本契約の規定を尊重させることを約束する。従ってサプライヤーは、個人情報を取り扱う権限を与えられた者は個人情報のコンプライアンスとセキュリティ問題についてトレーニングを受けており、秘密保持義務を負う者であること、または秘密保持について適切な法律上の義務を負う者であることを約束する。

**23.1.2** 第 22 条および第 23 条の目的上、当社は、当社のために、また関連会社（当社ではなく当該関連会社のいずれかが、これらの条項の目的上、個人データ管理者となる場合）のために当社の名義において、本契約を締結する。

**23.1.3** 両当事者は、個人情報取扱い業務に適用される法律（APPI を含む）および該当する場合には「EU 一般データ保護規則」第 2016/679 号に従って、個人情報を取り扱うことを約束する。両当事者は、APPI を含め、適用され、随時改正されるすべての個人データ保護規定を遵守する義務があり、これらを遵守するものとする。サプライヤーは、「EU 一般データ保護規則（EU General Data Protection Regulation）」（以下、「GDPR」という）第 4 条第 8 項に定めるデータ処理者として個人データを取り扱う場合、「個人データの代行処理に関する契約」を締結するものとする。サプライヤーは、GDPR 第 4 条第 8 項に定めるデータ管理者として、自らの責任および目的のために当社の個人データを取り扱う場合、「個人データの代理処理に関する契約」の締結は省略されるものとする。

### 23.2 データ・セキュリティ/サイバー・セキュリティ

**23.2.1** 契約製品および/または契約サービスを提供するために、サプライヤーは、当社から送信されたデータまたは当社がアクセスを与えるデータ（個人データかどうかにかかわらず）の取扱いに関する完全なセキュリティを確保し、特に、データの取扱いがネットワーク内のデータの送信や他の形態の違法な取扱いまたは権限のない人への通信を含

む場合、偶発的または違法な破壊、損失、変更、不正な開示またはアクセスから保護するものとする。

**23.2.2** 上記の目的のために、サプライヤーは以下のことを保証する。

- a) 契約製品、契約サービスまたは設備を提供するために、「最新技術」かつ少なくとも当該提供のために十分な情報システムのセキュリティを確保すること。
- b) 当社に対し、導入済みのセキュリティ方針（物理的または論理的）を提供し、第一の要件として、承認された資格、認可または認証（ISO 27001 など）、特に技術文書、毎年リスク分析結果、情報セキュリティの効率性のテストなどを提示することにより、能力および組織的・技術的管理のレベルを証明すること。
- c) 最新技術の要件に従って保存された個人データを暗号化または他の専用かつ効率的な手段により保護すること。
- d) サプライヤーの敷地から持ち出すことができるノートパソコン、携帯電子機器または携帯保存媒体に当社の秘密情報を保存せず、全ての情報の適切なセキュリティ確保のために適切な技術的および組織的な措置およびその他の保護措置を実施し、維持すること。ただし、当該情報が暗号化されている場合はこの限りではない。
- e) FORVIA Group または FORVIA Group の顧客との個人情報授受の際のセキュリティを確保し（暗号化、認証）、権限を有さない第三者が悪用できないようにすること。
- f) パスワードの盗難もしくは紛失、または情報の不正アクセスもしくは不正利用の防止策を実施すること。これには、サプライヤーの拠点において、少なくともこの種の拠点に関する業界基準に相当する情報のアクセスおよび保護に関する物理的なセキュリティ対策を実施および実行することが含まれる。

**23.2.3** サプライヤーは、当社に対して提供される全ての契約製品、設備および/または契約サービスが、当該時点で公になっている、当社の個人データまたは情報システム、当社の顧客の個人データまたはその情報システムのセキュリティを損なう可能性のある全ての脆弱性（セキュリティ侵害または攻撃を可能にする設計上の欠陥として定義）を確実に排除することを保証するものとする。

**23.2.4** サプライヤーは、契約製品、設備および/または契約サービスにおける新たな脆弱性が、自社、自社の請負業者、第三者または公開情報により確認された場合、直ちに当社に通知し、この脆弱性を修正するか、他の解決策を実施するものとし、かつ、価格、性能、契約製品、設備および/または契約サービスの機能、当社の個人データまたは情報システム、当社の顧客の個人データまたはその情報システムに対するセキュリティに影響しないことを保証するものとする。サプライヤーは、脆弱性の種類を考慮して、可及的速やかに解決策を提供しなければならない。

**23.2.5** サプライヤーは、個人データのセキュリティおよび機密性に関する全ての義務の履行および管理の証拠について、トレーサビリティおよび証拠の保存を少なくとも 1 年間（法律で別途定められている場合を除く）保証するものとする。

**23.2.6** サイバー・セキュリティ・インシデントまたはデータ・セキュリティ侵害（「サイバー・セキュリティ事故」という）により、サプライヤーによる契約、GPC、特別条件（特約）または注文の不履行（契約製品もしくは契約サービスの履行の遅滞または情報へのアクセス供与の遅滞を含むがこれらに限定されない）が生じた場合またはその恐れがある場合、サプライヤーは、合理的に可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合もサプライヤーが当該サイバー・セキュリティ事故を知り得得から 24 時間以内に）当該サイバー・セキュリティ・事故を電話、書面または電子メール（incident-reporting@forvia.com / Hella 関連会社：information.security.office@forvia.com）により、当社に通知するものとする。サプライヤーは、(i) 当該サイバー・セキュリティ事故に関して判明した情報の概要を当社に提供し、(ii) 当該サイバー・セキュリティ事故による影響を制限、是正するために必要な措置を実施し、(iii) 当社の要請に応じてサイバー・セキュリティ事故に関する具体的な情報および回答を提供し、(iv) サイバー・セキュリティ事故につながる根本原因、脆弱性およびセキュリティ侵害インジケータの調査を行い、(v) 当該調査の完了後 7 日以内に、報告書（サイバー・セキュリティ事故の詳細な説明、当該事故につながった原因、再発を防止するためにサプライ

ヤーが取った措置、サイバー・セキュリティ事故の履歴、サイバー・セキュリティ事故の関係者、当該サイバー・セキュリティ事故により影響を受けた可能性のある情報または情報へのアクセスならびに当該サイバー・セキュリティ事故による当社への財務上の影響を含む)を書面にて当社に提供する。

- 23.2.7** 上記に関連して、サプライヤーは、自己の費用および経費負担で、速やかにサイバー・セキュリティ事故の調査を行い、その調査において当社に十分に協力するものとする。当該協力には、当社の要請に応じて、当社にアクセスおよび情報を提供することが含まれる。サプライヤーは、当該サイバー・セキュリティ事故を収束させ、またはさらなる事故を回避するため、サプライヤーによる当該事故の調査の完了後 30 日以内、必要な場合はそれよりも早い時期にセキュリティを回復して、注文書に基づくサプライヤーの義務の履行を再開するため、サプライヤーまたは当社が指定した全ての必要な是正措置を完全に実施するものとする。サプライヤーは、事態の收拾のため、1 日 24 時間、週 7 日、1 年 365 日、当社から連絡の取れる 1 人または複数のセキュリティ責任者の氏名および連絡先情報を当社に提供するものとする。
- 23.2.8** サイバー・セキュリティ事故の結果、当社が契約に基づく契約製品または契約サービスに対する支払いに関連して損失を被った場合、当該契約製品または契約サービスに関してサプライヤーの有する注文書に基づく代金を受領する権利は、当社がこれに関する一切の調査を完了させた後、損失の範囲および割合に応じて制限されるほか、サプライヤーの補償義務の履行対象および当社による相殺の適用対象としたうえで、サプライヤーは注文書に基づく代金の支払いを受けることができる。
- 23.2.9** サプライヤーの IT システムには、ウイルス、マルウェア、トロイの木馬、ワーム、タイムボム、スパイウェア、またはシステムに害を与え、消去し、破壊し、複製し、遮断し、無効にし、占拠し、その他有害な方法で妨害し、不正に傍受し、収奪することが合理的に予想され得るその他のコンピュータ・プログラミング・ルーチン、デバイスまたはコードを含んではならないものとする。サプライヤーは、IT システムに上記（当社のシステムまたは情報のセキュリティまたは機密性に悪影響を及ぼす可能性のあるバックドアまたはその他のコンピュータ・プログラミング・ルーチン、デバイスまたはその他のコードを含む）のいずれも含んでいないことを確実にするために必要とされる全ての措置およびその他の保護措置を実施するものとする。
- 23.3** サプライヤーが当社または当社の顧客が所有する秘密情報を預託される場合、サプライヤーは、関連する秘密情報の開示を受ける前に、該当する範囲に関する TISAX 認証書（またはその他同等の業界標準の情報セキュリティ認証書）を当社に提供するように求められる場合がある。
- 24. サンプル、試作品、金型、貸与部材**
- 24.1** 発注書に別段の記載がない限り、サプライヤーは、契約の範囲内でサプライヤーが製造する、または製造し得る設備の所有権、権原、リスクを当社に譲渡しなければならない。所有権、権原、危険負担の移転は第 20 条により決定される。
- 24.2 貸与部材・設備**
- 24.2.1** 本契約履行の目的で、当社が設備を貸与する形でサプライヤーに使用させる場合、両当事者は、サプライヤーが該当する設備を使用する前に、貸与に関する契約を締結しなければならない。両当事者が貸与に関する契約を別途締結しなかった場合、法律の規定が適用される。サプライヤーは、新しい設備の導入に間に合う時期に、当該設備のオーバーホールが必要となる通常の消耗について、当社に通知するものとする。
- 24.2.2** 当社が材料や設備を無償で提供する場合、これらの材料や設備は当社の所有物であり、サプライヤーは、当社から提供された材料を検査し、目視で分かる瑕疵を遅延なく検出する義務がある。また、サプライヤーは、数量および識別の検査を行わなければならない。相違がある場合は、1 営業日以内に当社に報告しなければならない。
- 24.3 不使用**：サプライヤーは、発注書に基づき、当社または当社の顧客に対する義務を履行する目的に限って当該金型または設備を使用することができ、これらの使用はその範囲内に制限される。貸与部材または設備は、本契約の履行する目的にのみ使用することができ、転貸、第三者への提供、複製、コピー、担保として差し入れる、または付与することはできない。
- 24.4** 設備には、識別番号、設備の所有者の名前（当社から提供された詳細による）、『FORVIA の財産』または『HELLA の財産』および『売却、譲渡、担保を禁止する』（FORVIA の発行した

契約による) という文言を示すプレートをサプライヤーの費用で見える場所に取り付けなければならない。

- 24.5** 当社から提供される材料の加工は、常に当社の代理として行われるものとする。当社が提供した材料の価値が、新たに製造される対象物の加工および場合によってはその他の構成要素の価値を上回る場合、新たに製造される対象物は当社の所有物となり、それ以外の場合は、提供した材料と加工およびその他の構成要素の価値の比率で当社とサプライヤーの共同所有となるものとする。疑義を避けるため、上記は、契約製品の引渡しをもって、一切の抵触のない無制限の所有権を当社に提供するサプライヤーの義務を制限するものではない。
- 24.6** サプライヤーは、貸与部材または設備の管理者として、貸与部材または設備を紛失、盗難、損傷、破損に対し補償しなければならない。サプライヤーは、慎重かつ注意深く取り扱う使用者として、貸与部材または設備を正常な動作状態になるよう維持し異常な摩損・摩耗または製造プロセスからの逸脱に対し責任を負う。サプライヤーは、新たな設備の導入の時期に合わせて、当該設備の全面的な補修が必要となる可能性のある通常の摩損・摩耗について、当社に通知するものとする。サプライヤーは、設備の入れ替え価格を補填するため必要な全ての保険、および当該設備により、第三者が被った損害を補償する賠償責任保険にも加入するものとする。サプライヤーは、本契約の有効期間中、少なくとも年 1 回、保険加入の証拠を提出するものとする。

## 25. 解約

### 25.1 通常の解約

- 25.1.1** 当社は、妥当な解約通知期間、遅くとも 3 カ月前までに、配達証明付郵便にて書面で通知することにより、理由を記述することなく、いつでも本契約の全部または一部を解約することができる。
- 25.1.2** サプライヤーは、遅くとも 12 カ月前までの解約通知期間を設けて、書面で通知することにより、理由を記述することなく、いつでも無期限のオープンオーダーを解約することができる。連続納入については、本契約の終了から連続納入の終了予定日 (EOP) までの期間が 2 年以下の場合は当該解約の権利が認められない。交換部品の代替納入を行う義務は、期間の計算においては考慮されない。
- 25.1.3** 解約の場合、サプライヤーは以下のことをしなければならない。
- (a) 通知に明記された範囲で解約日に作業を停止し、解約した作業に関連する範囲で全ての受注および下請契約を終了すること。
  - (b) 当該作業および材料に関する権原および所有権の保護、移転、処分については当社の指示に従うこと。

### 25.2 契約違反による解約

サプライヤーが本契約の重要条項に違反した場合、当該違反が是正可能なとき、当社は、書面による配達証明付郵便にて、サプライヤーに対し、違反を停止し、違反により生じた重大な結果を是正すること、特に、(1) 本契約の履行のために適切な措置を取り、(2) 妥当な期間内にその他の必要かつ適切な是正措置を取ることを要求することができる。

当社は、上記の期間が満了しても、サプライヤーが適切な措置および是正行為を取らなかった場合は、本契約を解約することができる。

### 25.3 当社の顧客からの解除による契約の解除

**25.3.1** 本契約が締結される原因となったプログラムを顧客が (理由の如何を問わない) 発注しない場合、当社は、配達証明付郵便にて本契約を終了することができる。解除は、解除通知の受領時に即時有効となる。但し、強行法規により別段の定めがある場合はこの限りではない。

**25.3.2** 本契約が締結されたプログラムについて顧客が当社との納入契約を終了した場合には (理由の如何を問わない)、当社は、配達証明付郵便にて本契約を解除できる。当該通知期間は、通知の受領から 3 カ月とするが、いかなる場合にも、顧客が納入契約に基づき遵守しなければならない通知期間を超えてはならない。

### 25.4 不可抗力が継続した場合による解除

本契約の履行が、不可抗力事由により妨げられあるいは停止された場合で、停止が 2 カ月以上継続したときは、相手方契約当事者は、不可抗力事由による影響を受けた契約当事者に対し、

配達証明付郵便にて、書面で通知することにより、責任を負うことなく、支払または補償義務を負うことなく、本契約を解除できる。

#### **25.5 「支配権の変更」があった場合の解除**

当社は、契約の発効日以降、第三者が直接または間接的にサプライヤーを支配した場合、合理的な通知期間において配達証明付郵便により、契約を終了させる権利を有するものとする。本項において「支配」とは、第三者が直接または間接的に、サプライヤーの株式または株主総会の議決権または意思決定機関の議決権の少なくとも 50%を取得することをいう。

#### **26. 本契約の満了または解除の結果**

本契約の規定のうち、その性質により本契約の終了後にも効力を有する規定については、本契約の終了後も有効とする。このことは、本契約の終了事由を問わず適用される。

本契約が、その理由を問わず、終了した場合、サプライヤーは、当社から要請を受けた場合には、本契約の履行に使用された、原材料、部品、仕掛品、契約製品の完成品または安全設備であって、契約終了の日に自らが所有しているものについては、妥当な対価と引き換えに、速やかに当社に納入しなければならない。

## 27. 補給部品

### 27.1 納入義務

**27.1.1** サプライヤーは、契約条件および当社からサプライヤーに通知した販売終了後の需要に従って、契約製品の補給部品を製造することに同意する。上記に拘わらず、サプライヤーは、当社の要求があればいつでも、契約期間中、および顧客が当社に補給部品を注文する可能性がある期間中、当社に補給部品を供給するものとする。サプライヤーは、本契約の条件に従って補給部品の 100%を、量産中及び量産終了後、顧客向け製品が最後に量産車両に適用された後更に 15 年間（本第 27 条第 1 項第 1 号および以下において同じ）、当社およびその関連会社のニーズを満たすために供給することに同意する。

**27.1.2** 上記を制限することなく、サプライヤーは、当社からの要請があればいつでも、また、顧客が当社に補給部品を注文する可能性がある追加期間（例えば、当局の場合は 30 年間）通じて、補給部品を供給するものとする。

**27.1.3** 補給部品の価格は、量産中に有効な価格と同じとし、サプライヤーは、維持および輸送に関する費用の十分な証拠を当社に提供することを条件に、当社が同意した維持および輸送に関する費用を追加することができる。サプライヤーは、契約上の納入義務の終了を 12 ヶ月前に自ら通知し、当社要請時に有効な条件で、オールタイム・バイとして最後の納入しなければならない。それ以外の場合、サプライヤーの納入義務は、当社がオールタイム・バイに合意できるよう 12 ヶ月間延長される。

**27.1.4** サプライヤーは、当社への供給を確保するために、本第 27 条で定める当社に対する義務がサプライヤーによって履行されることを保証する必要がある（例えば、15 年または 30 年の納入義務）。サプライヤーは、契約上の義務（夜間および週末のシフト、顧客による課金（例：オフロード車両のレンタカー料金）など）の不履行による商業的損害について責任を負うものとする。量産終了後の期間について、当社は、目的計画のためにフォーキャストをサポートすることがあるが、当社が書面で別途合意しない限り、フォーキャストは拘束力があると解釈されることはない。

**27.1.5** 量産終了後の補給部品の 100%は、量産終了前と同じ契約上の合意が適用される（例えば、サプライヤーは、6 ヶ月間のローリングリリースに基づき、ロットサイズを最適化したバッチ生産することが期待される）。需要と供給が一致しない場合や、金型が複数の生産で使用される場合、サプライヤーは 12 ヶ月間の累積不均衡について当社に通知し、廃棄の承認を求めることができる。サプライヤーは、プロジェクト期間中に 12 ヶ月単位で行わない場合、原材料の廃棄承認（再利用できない場合）および補償を要求する権利を失う。サプライヤーは、製品ライフサイクル終了時に、直近 6 ヶ月間に生産された部品の過剰在庫について補償を要求することができる。最小発注数量は、当社が承認した包装の最小包装単位とする。

### 27.2 価格

#### 27.2.1 価格の妥当性

**27.2.1.1** 顧客向け製品の量産終了までの量産期間中、補給部品の価格は、商業的合意（リベート等）も含めて、発注書に記載された製品の合意価格を上回らないものとする。

**27.2.1.2** 補給部品として使用される契約製品の部品の価格は、サプライヤーの実際の製造または調達コストを上回らないものとする。ただし、いかなる場合も、契約製品の全部品の合計価格は、現行の契約製品の発注書の価格から組立費用を差し引いた価格を超えないものとする。

**27.2.1.3** サプライヤーは、顧客製品の量産終了後少なくとも 5 年間（ただし、合意された製品保証期間を下回らない）、最終発注価格から償却分を差し引いた価格を維持するものとする。この期間中のコスト上昇については、ノミネーションレターで有効とされた範囲内で合意されなければならない。

#### 27.2.2 価格変更

サプライヤーは、第 27 条第 2 項第 1 号第 3 の期間経過後、補給部品の価格変更が正当であると考えられる場合（上昇または下降）、価格変更依頼書を以下の通り当社に提出することができる。

- 翌暦年の 9 ヶ月前までに、翌暦年の 1 月 1 日から適用される価格を最も早く通知しなければならない。
- サプライヤーからの要請は、部品、原材料費、製造コストの大幅かつ継続的な変更に限定される。
- サプライヤーは、負担金、販売費および一般管理費、利益額が量産と同じであることを前提に、量産終了前と量産終了後の詳細なコスト比較を提供する義務がある。生産開始の準備・労力は、別途記載しなければならない。
- サプライヤーは、価格変更の要求を証明するために、請求書、公表された価格変更、サプライヤーからの価格変更要求、すべての関連販売情報、価格上昇を軽減するために取られた措置の証拠、および当社が合理的に要求したその他の情報（コスト明細、時間当たり基本料金/機械の基本料金、精算開始の準備・労力など）を提供するものとする。両当事者は、価格変更について誠実に交渉し、恣意的に合意を遅らせることはない。
- 相互に合意された価格変更は、未納となっているすべての注文が納品された後に有効となり、遡及して適用されることはない。
- サプライヤーは、価格交渉の間、現行の発注書に基づく当社の要求に従って出荷を継続するものとする。

### 27.3 金型

- 27.3.1** サプライヤーは、補給部品の製造に必要なすべての金型および設備、ならびに関連するすべての図面、設計および製造工程を、第 27 条第 1 項に定める期間が終了するまで良好な状態に維持することに同意するものとする。
- 27.3.2** 量産終了に先立ち、サプライヤーは、償却状況を確認し、自社および当社が提供した金型が量産終了後に全耐用年数にわたって供給できるかどうかを確認しなければならない。要求（例：金型の修理）は、量産終了の 6 ヶ月前までに行わなければならない。
- 27.3.3** サプライヤーは、当社の書面による明確な承諾なく、当社設計の部品を当社およびその関連会社以外の者に販売する権利を有しないものとする。当社の承諾を得て販売する場合、ライセンス料および金型費が要求される。第三者とのビジネスの場合、サプライヤーはすべての金型関連費用を負担しなければならないが、当社は量産終了以降の修理費用を補償しないものとする。
- 27.3.4** 機械および金型に関連するその他のすべての費用（メンテナンス、修理、再評価費用など）は、すでに単価に組み込まれているものとする。

### 27.4 コンプライアンス

サプライヤーは、量産終了後の補給部品の 100%について、現行量産車両への適用と同様の契約上の責任を負い、関連するすべての費用を負担するものとする。サプライヤーは、部品が販売される市場において、補給部品を販売または輸入するために当社および顧客が要求する、要求時に有効な最新の法令等遵守文書および/または材料が各種規制に適合していることを証明する文書を提供し、すべての規制への準拠を保証するものとする。

### 27.5 IMDS

補給部品の内容は、量産終了後も製品が市場で提供される限り、IMDS に入力され、最新の規格を維持しなければならない。

### 27.6 保存可能期間（品質保持・使用可能期間）

サプライヤーは、個々の包装ユニットに添付されたラベルに記載の保存可能期間の情報、ならびにオールタイム・バイの場合に適用される文書および保存環境要件を提供しなければならない。

### 27.7 存続条項

- 27.7.1** 第 27 条は、将来のビジネス、合意があれば現在のビジネス、および過去と現在のビジネスの条件変更（新価格など）に適用される。

**27.7.2** 書面による別段の合意がない限り、または当社がサプライヤーから金型を撤去しない限り、本第 27 条に基づくサプライヤーの義務は、理由の如何を問わず、本契約の終了または失効後も存続するものとする。

## **28. 不可抗力、免責される遅延**

**28.1** 不可抗力により契約の履行ができない場合、不可抗力による影響を受けた当事者は、相手方契約当事者に対して契約を履行する責任を負わない。

**28.2** いずれの契約当事者も、不可抗力が発生した場合、速やかに、相手方契約当事者に通知し、悪影響を最小限に抑えるために必要な措置を取らなければならない。

サプライヤーは、自らの費用負担で、発生した遅滞または遅滞の恐れにより当社に生じる悪影響または費用 (i) 生産時の緊急時対応計画、(ii) 急送の料金、(iii) 代替の場所/地域による調達、および(iv) 当該遅滞中の引き渡しを履行するために、当社の書面による明示的な許可を得て、サプライヤーの完成品または契約製品の在庫を十分なレベルに増加することが含まれる) を軽減するよう最大限の努力をするものとする。

不可抗力を原因として、サプライヤーによる履行遅滞または履行不能が継続している間、当社は、契約製品または契約サービスの継続的納入の確保に必要な全ての措置を取る権利を有する。これには、契約製品または契約サービスを自ら製造、実施する、または他の供給元から契約製品または契約サービスを調達することが含まれるがこれらに限定されない。

**28.3** 疑義を避けるために記すと、サプライヤーについては、自らのサプライヤーまたは請負業者の遅延を理由にすることは認められないが、本条の定める不可抗力事由に該当するとみなされる場合は、この限りではない。

**28.4** 当社は、不可抗力を理由に、契約製品の納入または契約サービスの履行の受け入れを遅らせることができる。この場合、サプライヤーは、当社の指示により、当社に費用を課すことなく、遅延対象の不可抗力事由が除去されるまで、契約製品を保持するか、契約サービスの履行を延期するものとする。

**28.5** 本契約に基づくサプライヤーの義務を軽減することなく、不可抗力事由に起因する場合を含め、供給を割り当てる場合、サプライヤーは、発注書に基づき発注された全ての契約製品および契約サービスの履行に対応する人員について当社を優先する。

## **29. ウェブサイト**

**29.1** 当社のインターネット・ウェブサイト（または当社のウェブサイト上のリンクを通じてアクセスできるその他のウェブサイト、もしくは当社が提供する他の供給業者のポータル）（「当社のウェブサイト」）には、発注書の対象となる品目に関する追加の要件（サプライ・チェーンおよび物流、ラベリング、梱包、出荷、引き渡しおよび品質に関する仕様書、手続き、指図または指示を含む）が含まれる場合がある。これらは、本契約の一部を構成し、発注書に適用されるものとする。当社は、当社のウェブサイトに改定版を掲載することにより、当該要件を定期的に更新することができる。

**29.2** 当社は、当社のウェブサイトに条件の改定を掲載することで、発注書の条件、GPC、QAA、行動規範、特定条件（特約）または本契約を随時変更することができる。これらの条件の改定は、当社が掲載した変更後の条件の発効日以降に発行された全ての発注書および発注書の改定版に適用されるものとする。サプライヤーは、当社のウェブサイトを定期的に確認することがサプライヤーの義務であることに同意し、当社のウェブサイトに掲載される更新条件以外に、本契約または発注書の更新に関する通知の要求を放棄するものとする。

## **30. 準拠法-法的管轄**

**30.1** 日本法が適用される。法の適用に関する通則法の規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定は本契約に適用しない。

**30.2** 特に本契約の解釈、履行、終了に関する意見の相違がある場合には、契約両当事者は、調停手続または第 30 条 3 項に従って行う裁判手続に先立ち、円満に解決する努力を行う。

**30.3** 担保請求権および被告が複数存在する場合を含め、紛争が円満に解決できなかった場合、契約両当事者は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

## 31. 一般条項

### 31.1 請負業者

サプライヤーは、当社が書面により事前に同意した場合にのみ、契約製品または契約サービスあるいはその一部の提供のために請負業者を使用することができる。サプライヤーは、請負業者が適切にトレーニングされ、本契約の規定（特に秘密保持義務）を遵守するよう、契約あるいは組織により義務付けなければならない。

当社の同意があつた場合でも、サプライヤーの責任は制限されない。サプライヤーは、請負業者の作為および不作為に対する全ての責任を負う。

### 31.2 債権の譲渡

サプライヤーは、当社からの事前の書面による同意なく、本契約に起因した債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。当社は、不当に同意を拒否しないものとする。サプライヤーの契約者/サプライヤーの所有権留保が延長されている場合、別途書面による通知があれば同意が与えられたものとみなされる（納品書または請求書に記載された通知では不十分である）。サプライヤーが、必要な同意なく当社に対する債権を譲渡し、または担保に供した場合、当社は独自の裁量により、サプライヤーに債務を履行するか、または当該第三者に債務を履行することにより当該履行を完了できる。

### 31.3 相殺・支払留保

サプライヤーは、当社が承認した債権または裁判により確定した債権のみ当社に対する債務と相殺することができる。これは、サプライヤーの支払の留保にも準用される。

### 31.4 契約両当事者の関係

書面で別段の明示的な合意がある場合を除き、本契約を下記の通り解釈してはならない。

- 事実上の会社、ジョイントベンチャー、代理店、社団、またはその他の協会など、何らかの関係性を契約両当事者間に創設するもの
- 当社と関係会社の間、または関係会社同士に連帯責任を生じさせるもの
- いずれかの契約当事者が、第三者に対して、いずれかの義務に関して自己が相手方契約当事者の代理人、代表者、その他の方法より相手方契約当事者に義務を課したり、拘束したりする権限があるものとして行為または宣言することを許可するもの
- 契約製品の納入および/または契約サービスの提供に関して、サプライヤーの利益となる独占契約となるもの

### 31.5 本契約の譲渡

当社は、本契約の全部または一部を、自己の関係会社または当社あるいはその関係会社の一部を吸収した第三者に対して譲渡する権利を持つ。サプライヤーは、当該第三者が継続的に契約義務を履行することができない可能性が高いという事実を証明した場合には、譲渡の後、妥当な期間内であれば、本契約を解約することができる。

サプライヤーは、当社が事前に承認した場合には、本契約の全部または一部を第三者に譲渡することができる。

### 31.6 分離条項

本契約のいずれかの規定が、裁判所の判決、仲裁裁定、競争規制当局の決定、その他の規制当局の決定により、または適用法により、法的効力の無い、無効、違法、執行不能、または、適用法への違反とされた場合、影響を受ける本契約の規定は、法令要件に適合する必要な範囲においてのみ縮小および制限され、本契約の他の規定は、一切影響または妨げを受けず、完全な効力を維持する。その場合、両当事者は、法的効力の無い、無効、違法、執行不能または適用法への違反とされた規定を、適用法に従って両当事者の当初の意図に可能な限り近い有効な規定に置き換えるよう誠実に再交渉しなければならない。

### 31.7 日付と営業日

日付と営業日は、別段の定めがない限り、以下の通りとする。

- すべての日付はグレゴリオ暦に従う。
- 営業日は、土曜日、日曜日、および会社の登記上の所在地における祝祭日を除くすべての平日とする。
- すべての物理量については、国際度量衡局の国際単位系（SI）が適用されるものとする。

### 31.8 放棄の否定

契約当事者の一方が、ある時点において、本契約または法令に起因する権利を行使しない場合、または他の契約当事者へ当該権利の行使を要求しなかった場合でも、当該契約当事者が当該権利の行使を放棄したとはみなされない。契約当事者は、当該権利を継続して主張する権利を有する。

### 31.9 申告

**31.9.1** サプライヤーは、当社と取引するにあたって、当社が要求する事項を当社所定の様式により報告する。

**31.9.2** サプライヤーは、以下の場合、事前に当社に通知するものとする。

- 当社に提出した報告情報に変更があった場合
- サプライヤーの会社分割、合併、増資、減資、解散、事業の一部または全部の譲渡または貸与、その他サプライヤーの資産または事業の状況に重大な変化をもたらす、またはもたらす可能性がある場合

**31.9.3** 本条に定める事項のほか、当社が当社所定の様式による調査票等の提出を依頼したときは、サプライヤーは、これに協力する。

### 31.10 反社会的勢力等の排除

**31.10.1** 各当事者が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当した場合は、他方当事者は何らの催告を要しないで、本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。

- 各当事者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」という。）である場合、または反社会勢力等であった場合
- 各当事者の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有するものが反社会的勢力等である場合、または反社会的勢力等であった場合
- 各当事者または各当事者の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等への資金提供を行った場合、または反社会的勢力等と密接な交際等がある場合
- 各当事者または各当事者の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはこの者ととかかわり、つながりのある場合
- 各当事者または個別契約の履行のために契約する者が前記のいずれかに該当する場合
- 各当事者が自らまたは第三者を通して、他方当事者に対して、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、またはサプライヤーの関係者が反社会的勢力等である旨を伝えた場合
- 各当事者が自らまたは第三者をして、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
- 各当事者が自らまたは第三者をして、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- 各当事者が自らまたは第三者をして、他方当事者の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をした場合

**31.10.2** 他方当事者が前項の規定により本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合には、各当事者に損害が生じても、他方当事者はこれを一切賠償しない。

### 31.11 言語

本 GPC は英語版により作成される。日本語訳を参照目的で作成することがある。英語版および日本語和訳との間に齟齬がある場合、英語版が優先して適用される。

|  |  |
|--|--|
| <b>Forvia</b><br>会社名:<br>署名者（氏名及び役職）：<br>署名日:<br>署名: | <b>サプライヤー</b><br>会社名:<br>署名者（氏名及び役職）：<br>署名日:<br>署名: |
|--|--|